

兼業農家等の動向と課題

矢 口 克 也

- ① 本稿の課題は、第2種兼業農家および自給的農家、土地持ち非農家を主な対象とし、その存在形態と動向、社会経済的性格・意義等について、2000年代以降を中心に検討しつつ将来のあり方を考えることにある。
- ② 専業・主業農家（経営体）ではなく、上記の農家・非農家を中心的に扱う積極的な理由は次の点にある。第1に、農業生産上、また農地所有上いまだに大きな割合を占めており、食料生産および資源管理への影響が大きい。第2に、農村を中心とする地域社会において多数を占め、地域社会への影響が大きい。これらの農家・非農家は地域社会の様々な事業や行事等の決定権、農地貸借や水利用等の農業関係事項の決定権等を持ち、地域社会のあり方にまで影響を及ぼす。第3に、上記のような社会的影響力が大きいからこそ、その存在形態や社会経済的性格等の把握が重要である。
- ③ 1995年および2000年『農業センサス』が示した結果は、第2種兼業農家の離農が加速する「経過的兼業」の姿であった。この動きは、2005年および2010年にはさらに顕著で、農家総数も急速に減少した。
- ④ 2010年『農業センサス』の結果は、農家が急速に減少するなか、〔定年帰農等による専業農家の微増＋〈第1種兼業農家の減少→第2種兼業農家の減少→自給的農家の増加→土地持ち非農家の増加〉〕という経路を形成している。このことは、農地流動化の条件が生み出され、専業農家等の規模拡大の条件が整備されつつあることを示すものである。
- ⑤ しかし、特に稲作経営においては、農業経営収益の不安定と低位性、生産力の階層間格差の少なさ、農家後継ぎの農外就業、地主他出による農地管理者の不在、荒廃地増大のおそれ等の考慮すべき課題が横たわる。解決が容易でない課題ばかりである。
- ⑥ したがって、将来的には、単線的な〈個別規模拡大⇔離農〉ではなく、世帯・個人として〈サブシステム、趣味的農業、自給的農業、兼業農業〉を行うことも可能な集落営農組織等、地域農業の組織化・システム化が重要な課題になってきたといえよう。これにより、経営規模拡大しつつ農業生産地の確保と農村コミュニティの維持が可能になるからである。
- ⑦ 地域農業を組織化・システム化する場合にも、「地域」を受け皿とした農業組織・担い手づくりが必要となる。ここで発現する具体的農業組織の形態は、個別経営体や組織経営体（集落営農組織）、小規模経営ネットワーク組織、その他様々なものとなる。

兼業農家等の動向と課題

農林環境調査室 矢口 克也

目 次

はじめに

I 1970 年代後半以降の兼業農家等の動向

- 1 社会および農政上の兼業農家等の位置づけ
- 2 農家兼業促進の諸要因
- 3 構造的兼業と経過的兼業

II 2000 年代以降の兼業農家等の動向と課題

- 1 農家の地域的動向と課題
- 2 自給的農家および土地持ち非農家の動向と課題
- 3 農業の担い手の動向と課題

III 2000 年代以降の農地および農家経済の動向と課題

- 1 経営規模拡大と農地利用の動向と課題
- 2 農地賃貸借の経済的条件と課題
- 3 農家経済の動向と課題

IV 農業の将来見通しと地域農業のシステム化

- 1 2000 年代以降における農業構造の総括と見通し
- 2 地域農業システム化の条件

おわりに

はじめに

本稿の課題は、第2種兼業農家および自給的農家、土地持ち非農家を主な対象とし、その存在形態と動向、社会経済的性格・意義等について、2000年代以降を中心に検討しつつ将来のあり方を考えることである。専業・主業農家のその検討も重要であるが、必要なかぎりにおいて扱うことにする。

専業・主業農家（経営体）ではなく、上記の農家・非農家を中心的に扱う積極的な理由は次の点にある。第1に、農業生産上、また農地所有上いまだに大きな割合を占めており、食料生産や資源管理への影響が大きい。第2に、農村を中心とする地域社会において多数を占め、地域社会への影響が大きい。これらの農家・非農家は地域社会の様々な事業や行事等の決定権、農地貸借や水利用等の農業関係事項の決定権等を持ち、地域社会のあり方にまで影響を及ぼす。第3に、上記のような社会的影響力が大きいからこそ、その存在形態や社会経済的性格等の把握が重要である。

I 1970年代後半以降の兼業農家等の動向

1 社会および農政上の兼業農家等の位置づけ

兼業農家等に対する関心は、1970年代以降、とりわけ後半以降に高まる。1973年10月の第4次中東戦争を契機とした第1次オイルショック、また、1978年末の石油輸出国機構（Organization of the Petroleum Exporting Countries：OPEC）による79年からの「4段階の原油値上げ」の決定や、1979年2月のイラン革命等を契機とした第2次オイルショックを経て、日本は高度経済成長軌道から低成長軌道に大きく変化した。こうした変化のなかで農業構造、農家就業・兼業構

造はどのように変化したのかという点に高い関心が集まった。

他方、この時期、農業内部では構造政策が強力に進められた。そのため、農地貸付層としての兼業農家への関心が高まった。

構造的な米過剰のもとで1970年産（1969年試験的实施）から稲作の生産調整が始まり、1970年度から1978年度まで第2次農業構造改善事業が実施され、1970年に農地の流動化を促す「農地法」（昭和27年法律第229号）の大改正（農地の権利移動規制の緩和、農業生産法人要件の緩和、農地取得上限規制の緩和等）、農業引退を促す「農業者年金基金法」（昭和45年法律第78号）の制定があった。1971年に離農を促す「農村地域工業等導入促進法」（昭和46年法律第112号）の制定、1975年に農地の流動化を促す農用地利用増進事業が始まり、1980年に同事業拡充の「農用地利用増進法」（昭和55年法律第65号）が制定された。

農業内外の変化のもと、次のような指摘がされた。第1次オイルショック後の「景気後退、労働力需給の緩和といった一般労働市場の動きのなかで、農外労働市場は、『恒常的勤務』化の方向と同時に、地域格差拡大の方向を強め」、第1種兼業農家のなかには専業農家に、また第2種兼業農家が高齢専業農家になる場合があったが、恒常的勤務の兼業農家は「自家農業を継続していく意向」を示し、農地流動化は「一般にいわれているほどに、スムーズに展開するとはいえない」⁽¹⁾。

また、これまでの「兼業問題といえば農家の低所得問題、不安定就業問題として語られることが多かった。今日その中心は農業構造問題、とりわけ農地流動化や比較生産性の観点から議論されるようになった」⁽²⁾。そして、「とりわけ財界サイドからの兼業農家の位置づけは、しばしば『土地利用型農業の生産性向上に対する障害物』とされてきた」⁽³⁾。

(1) 井上和衛「農外労働市場の構造変化と兼業農家問題」『農業と経済』（臨時増刊）50巻14号，1984.12，pp.44-54.

(2) 嘉田良平「兼業農家の位置と評価—欧米諸国と日本」『農業と経済』（臨時増刊）50巻14号，1984.12，pp.24-33.

しかし、兼業農家は「障害物」では片付けられない。零細農耕制の日本農業において、兼業は必然的に随伴するものであり、「失業プール」としての社会的役割を果たした。経済の激変時期には、社会の労働人口の過不足は、その一部を兼業農家の日雇・臨時雇いで調整されていた。

また、農業政策上、兼業農家は次のように位置づけられた。当時の農林省構造改善局の羽多實農政部長によれば⁽⁴⁾、「農業基本法」(昭和36年法律第127号)制定時は自立経営育成のためにいずれは離農するもの、1967年以降は否定から肯定への評価となり集団的生産組織のなかにも含める立場がとられた。1980年以降は、生産組織のなかではなく「地域ぐるみの農業振興」を図る対応のなかで、兼業農家の農地利用を自家用生産に限定しつつ、中核農家の規模拡大と両立しうるものとした。

1980年10月の農政審議会答申『80年代の農政の基本方向』⁽⁵⁾に明確に示されているように、兼業農家は専業農家・中核農家への単なる農地の貸付層としてではなく、地域の安定と健全な発展のための地域社会の担い手、一定(自家用)の農業生産の担い手とされた。答申で示された「地域農業集団」のように、「地域の農用地と農民の能力が十分に活用されるような集団的土地利用秩序が形成されるならば、とりたてて兼業農民を敵視せねばならない根拠もなくなる」⁽⁶⁾のである。

もちろん、労働市場条件や農業生産条件等、地域の条件によって兼業農家や農業生産のあり

方は違うが、次のような指摘は当時の農村社会の一面を端的に示している。「調査した中国地方の山間部では、息子たちが休日に帰って農作業をするために圃場整備が必要だということであった。それをやらないと地域全体がスクラップ化する」、「圃場整備をしなければ地域の農業全体が立ちゆかなくなるという危機感も強まっている」⁽⁷⁾としている。兼業農家も農業生産の重要な担い手だったのである。

兼業農家は「農外の賃金収入で家族の生計を支えうるが、しかし農業所得も副次的ながら依然重要であり、さらに農村的生活様式への愛着や農地の資産的保有などの動機が加わる」⁽⁸⁾という面をもっていた。さらに、欧米諸国のように「兼業農家を単に生産者という視点に限定せず、地域経済の担い手、国土保全機能などを含めた幅広い視点から捉えようとする」⁽⁹⁾面もあったが、当時の日本では主流ではなかった。というのも、日本の「稲作を中心に考えるとき、2兼〔第2種兼業—筆者注〕農家が農業生産の担い手として重要な地位を占めており、欧米諸国の兼業化とは異なる状況にある」⁽¹⁰⁾からであった。

2 農家兼業促進の諸要因

兼業農家は、上記のとおり、単なる「農地の貸付層」としてではなく、何よりも「一定の農業生産の担い手」であり、「地域の安定と健全な発展のための地域社会の担い手」、「地域経済の担い手」、「国土保全の担い手」としての社会経済的性格をもっていた。多くの農家は在宅兼

(3) 同上

(4) 羽多實「兼業農家—その政策における位置づけの変遷」『農業と経済』(臨時増刊)50巻14号,1984.12,pp.94-102.

(5) 農政審議会『80年代の農政の基本方向—農産物の需要と生産の長期見通し』1980.関連文献として、地域社会計画センター『農政の見直しと80年代の展望—農政審議会答申の背景・概要と問題点』1980;官報通信社編纂『80年代農政と食糧問題—日本農政の現況と長期展望 食糧需給を巡る国際情勢』農業政策調査会,1980.

(6) 宇佐美繁「集団的土地利用と兼業農家問題」『農業と経済』(臨時増刊)50巻14号,1984.12,pp.110-117.

(7) 伊藤喜雄「大規模・高効率農家の育成と兼業農家問題」『農業と経済』(臨時増刊)50巻14号,1984.12,pp.103-109.

(8) 是永東彦「経済の発展と兼業農家問題」『農業と経済』(臨時増刊)50巻14号,1984.12,pp.34-43.

(9) 嘉田 前掲注(2)

(10) 是永 前掲注(8)

業によって地域における役割を果たした。地域労働市場が狭隘な場合には、出稼ぎなどの形態をとった。

農家の兼業が促進される農業外的要因としては、農外賃金の相対的有利性、農村工業導入等による地域労働市場の拡大がある。農業内的要因としては、基盤整備、機械化・化学化・装置化・専門化、技術の平準化を背景とした農業労働時間の短縮と農作業の容易化がある。⁽¹¹⁾

しかし、農家の兼業は直ちに離農に向かうことは少なく、むしろ滞留する傾向があり、農業構造に大きな変化をもたらすものではないとされた。すなわち、高度経済成長を背景として農家世帯も生計費の上昇があり、他方この上昇に見合う規模拡大や農産物価格の上昇がないために、農家は農業をそのままにして兼業に向かったのである。

第2次世界大戦後の日本農業展開の初期の過程において、兼業促進の農業内的要因として特に注目すべき点は、耕耘機・バインダー等にもみる機械化、農薬・化学肥料等にもみる化学化、温室等の装置化、稲作や酪農・果樹等への専門化、稲作を中心とする技術の平準化という農業生産力のめざましい発展である。

しかも、大規模農家に対応する技術ではなく、すべての農家に普及するような肥培管理の周到性を補強する（機械化によって節減された労働を増収に向ける）小農技術であったことにも注目すべきである。圧倒的多数が農地改革後の零細農耕制下の小規模農家という背景もあった。稲作機械化はその典型であり、その象徴的な機械が田植機、自脱型コンバインである。

日本の農業機械化は、単なる作業のスピードだけでなく、人の細やかな労働・作業の精

緻さを要求する。稲栽培の初期過程は、飛行機やトラクターによる籾の直播きではなく、人の手で植えたと同じような田植機による移植である。また、収穫・刈取り過程は、脱粒しやすい麦に適した欧米型コンバインではなく、省力化、これに稲の難脱粒性の特徴にあわせた小束結束と穂首脱穀という機能を結合させ、収穫後のワラも利用しやすくした日本独自の自脱型コンバインである。

こうした日本農業の機械化を、金澤夏樹・東京大学教授（1921～2010年）は次のように評価した。「日本の機械化は日本の稲作がもつ特殊な作業の意味を重視し、これに機械を適合させる方法で体系化を進めた。機械に作業を合せ、その作業の本来の役割を変えたりすることで作業体系の変革を心掛ける機械化の論理とは、異なる論理である。ここに日本の機械化論としての重要な評価の視点がある」⁽¹²⁾。労働生産性だけでなく、土地生産性の向上をそれ以上に重視した肥培管理の周到性を伴う農業機械化であった。

上記の促進要因は、兼業を滞留・継続させた要因でもある。さらに、次のような兼業滞留の要因もあった⁽¹³⁾。

農業外的要因としては、農外賃金が相対的に有利でも自立可能な賃金水準（家計費充足＋余剰）にないこと、リストラのおそれや臨時雇い等による兼業先就業が不安定なことである。

農業内的要因としては、大規模経営者は農外賃金相当の経営者報酬を確保できていないこと、通作可能な地域内で大規模経営の剰余（利潤＋地代）が小規模経営・農家の農業所得を上回る状況にないこと（後述）等があり、大規模経営は農業自立可能な条件が満たされないため

(11) 金澤夏樹『稲作農業の論理』東京大学出版会，1971，pp.108-118；中安定子『労働力流出と農業構造』（中安定子論文集Ⅰ）農林統計協会，1995，pp.289-306；向井清史「近年の我が国農家戸数動態と兼業農家滞留論」『オイコノミカ』36巻2号，1999.11，pp.81-94；矢口芳生『食料と環境の政策構想』農林統計協会，1995，pp.235-237。

(12) 金澤夏樹『水田農業を考える—日本農業のなかのアジア』東京大学出版会，1989，p.193。

(13) 矢口克也「農業経営の規模拡大と農地集積をめぐる諸課題—TPP問題によせて」『調査と情報—ISSUE BRIEF』737号，2012.2.16。

に、小規模経営・農家の農地・経営を引き受けられない。他方、小規模経営・農家は労賃部分が少しでも償える水準まで、つまり物財費水準まで農業を継続することである。

また、社会的側面からみれば、農地流動化に必要な農家間の信頼関係の醸成の難しさ、農業・農地の維持による集落内での発言力の確保・維持、また「いざという時」の保険という要因もあり、農地の賃貸借に躊躇が生じる。

以上のような農家兼業の促進要因と滞留要因が農業構造の停滞をもたらした。農家兼業は進化した、農地流動化等の農業構造の決定的変化にまでは至らずに兼業滞留の構造が続いた。

3 構造的兼業と経過的兼業

こうした農家兼業の「進行と滞留」のもと、土地持ち労働者（土地持ち非農家）も形成されてきたとの指摘がなされた。1970年『農業センサス』や『農家経済調査』をもとに、「農地耕作が生計の基礎として不可欠だった下層農家は、今日資産としての農地保持者に変質しつつあり、「土地持ち労働者への下層農の変質、その滞留が兼業深化地域でいちじるしい」⁽¹⁴⁾と、梶井功・東京農工大学教授は指摘した。この「土地持ち労働者」の対極に「小企業農」が形成されてきた点も指摘した。

「小企業農」とは、「みずからの労働にたいしても標準的水準の賃金の確保が行動のベースになっており、みずからの資本にたいしても利子的形態水準であるにせよ利潤をもとめる企業となっているという意味で」⁽¹⁵⁾、すなわち、「自らの労働に対して農業臨時雇賃金水準ではあれ、V範疇が確立しており、かつ一般的な投資水準にみあう利潤率を自らの資本に確保でき、しかも剰余の剰余としての地代をも、かなりの

水準で形成しうるという上層農」⁽¹⁶⁾のことである。

さらに、1975年『農業センサス』の分析を踏まえて、「兼業農家の滞留構造はくずれ始めた」との指摘もでてくる。指摘したのは、中安定子・東京農工大学教授（1931～2012年）である。

「現存する農家は、ますます、オール兼業化し、そのなかから土地もち労働者といわれるような農家を析出するという性格を強めているが、その兼業農家の滞留構造はくずれ始め」、「高度経済成長下で生産年齢に達した人々の農業への還流は、否定的と考えられ」、「この人々が、農家の中核的年齢層となる家が増加してくるにつれ、その親の世代が農業に従事している間は、土地もち労働者性格を強めつつ、農業を行うとしても、平行してリタイア・死亡などの世代交代に伴う離農現象も増加してくるであろう」と指摘した⁽¹⁷⁾。

さらに、「後継ぎ（夫婦）の非農業就業によって形成される中で帰農メカニズムを持たないものを、経過的兼業型の農業経営と呼ぶ」ことができ、この動きの進行とともに、「後継ぎが世代交代期に帰農するという条件が保たれている」「構造的兼業型の農業経営」も、また典型的な日本の家族農業経営も、その存続が難しくなったとも指摘した。というのは、「日本の伝統的典型的な家族農業経営が、直系家族が代々農業に就業し、その家族の老若男女が集まって、農業の作業組織を編成して農業生産を行い、その中で農業の技術・労働も親から子へと受け継がれ、それによって経営の永続性も保障されている」というメカニズムが崩れてきたからである⁽¹⁸⁾。

こうして、「高度経済成長下の兼業化の性格は、滞留した兼業構造というよりは、農業離脱

(14) 梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会、1973、pp.41-42.

(15) 梶井功『基本法農政下の農業問題』東京大学出版会、1970、p.286.

(16) 梶井 前掲注(14)、p.91.

(17) 中安 前掲注(11)、pp.220-223.

(18) 同上、pp.248-252.

への通路をもった経過的な性格であった」⁽¹⁹⁾とした。

これに対し、現地実態調査や『農家経済調査』個表等の分析に基づき、「兼業農家の滞留構造はなお軽視しえない」⁽²⁰⁾としたのが、後藤光蔵・武蔵大学教授である。

まず、次の2点に注目する。すなわち、農地面積の減少率と農家戸数の減少率との間の強い相関（相関係数0.7287）が示すように、規模拡大を伴う力強い農業構造の変貌を示してはいないこと、また自家農業従事世帯員数の減少が直ちに構造的兼業型経営の減少、農家の滞留構造の崩壊を示さないことである。

兼業により農業が粗放化されるものの、基盤整備、機械化・化学化・装置化・専門化、技術の平準化を背景に、機械作業等を世帯主（男子）が行い、管理作業等を世帯主の妻が行い、後継者も農繁期には作業を補助し、世代交代してもこれら作業は後継者夫婦に引き継がれる動きを示している。むしろ「女子を軸として自家農業が維持されていく」とした。

さらに、農家世帯も家計費が上昇するなか、農外兼業収入の比重が高まったとはいえ、その収入（賃金）が不安定であり、かつ就業そのものも不安定である。女子は家事・育児をしながらの家計補充的な農業所得の確保を必要とする。これらを考慮すれば、女子を軸とした自家農業の意味は大きく、兼業農家の滞留構造が崩れ始めたとするにはさらなる検討が必要であるとした。

農家の兼業をめぐる上記の論争は、必ずしも決着をみたわけではない。特に1970年代に兼業農家の滞留構造が崩れたかどうかは議論がある。ただし、1995年および2000年『農業セン

サス』が示した結果は、「第2種兼業農家の離農が加速する、まさに『経過的兼業』の姿であった」⁽²¹⁾。2005年および2010年にはさらに顕著で⁽²²⁾、農家減少のなか、定年帰農等による専業農家の微増と、〈第1種兼業農家→第2種兼業農家→自給的農家→土地持ち非農家（離農）〉の動きが明らかである。問題は、これに対応した農地の借り手としての大規模経営が形成されてきたかどうかである。

以上のような1970年代後半以降の農家、特に兼業農家は、2000年代以降どのように変化していったであろうか。以下に、各年版の『農業センサス』（0および5のつく年に5年毎に実施される）を用いて詳述する。

II 2000年代以降の兼業農家等の動向と課題

1 農家の地域的動向と課題

2010年『農業センサス』は、表1のとおり、兼業農家の減少率が農家総数の減少率を大幅に上回っていることを示した。とりわけ第2種兼業農家の激減の状況は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉（1986年9月～1992年12月）決着後の、1995年『農業センサス』以降続いている。

ちなみに、2010年の農家総数は前回『農業センサス』比で11.2%の減少率（表示していないが1995年は対前回『農業センサス』比10.2%減）、専兼別には、専業農家が微増に転じるなか（同9.5%減）、第1種兼業農家が27.2%の減少率（同4.4%減）、第2種兼業農家が21.2%の減少率（同12.7%減）となっている。この結果、販売農家の専兼別構成は、専業農家比率が増大し、なか

(19) 同上, p.255.

(20) 後藤光蔵「兼業農家の滞留構造」『武蔵大学論集』27巻3-5号, 1979.12, pp.255-292.

(21) 矢口芳生『共生農業システム成立の条件—現代農業経済学の課題』農林統計協会, 2006, p.56.

(22) 事例的にも経過的兼業への動きが顕著となった報告もある。例えば、野中章久「平野部兼業深化地域における兼業滞留構造の後退—農協出資農業生産法人が展開する地域を事例として」『農業経済研究』73巻4号, 2002.3, pp.161-169.

表1 農家等の推移

年次	総農家	販売農家							自給的農家	土地持ち非農家
		専業農家	男子生産年齢人口がいる	第1種兼業農家	第2種兼業農家	農家人口	農業就業人口	基幹的農業従事者		
2000	3,120,215	426,355	199,765	349,685	1,560,869	10,467,363	3,891,225	2,399,579	783,306	1,097,455
	-9.4	-0.3 18.2	-16.8	-29.8 15.0	-9.5 66.8	-13.0	-6.0	-6.3	-1.1 25.1	21.1
2005	2,848,166	443,158	186,696	308,319	1,211,947	8,370,489	3,352,590	2,240,672	884,742	1,201,488
	-8.7	3.9 22.6	-6.5	-11.8 15.7	-22.4 61.7	-20.0	-13.8	-6.6	12.9 31.1	9.5
2010	2,527,948	451,427	183,805	224,610	955,169	6,503,219	2,605,736	2,051,437	896,742	1,374,160
	-11.2	1.9 27.7	-1.5	-27.2 13.8	-21.2 58.5	-22.3	-22.3	-8.4	1.4 35.5	14.4

(注)本表は法人経営や集落営農は含まない。「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売額が年間50万円以上の農家。「第1種兼業農家」とは、兼業従事者が1人以上いて農業所得が兼業所得より多い農家。「第2種兼業農家」とは、兼業従事者が1人以上いて農業所得が兼業所得より少ない農家。「生産年齢人口」とは、15歳以上65歳未満の世帯員。「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち主に自営農業に従事する者。「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で農産物販売金額が年間50万円未満の農家。「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地および耕作放棄地を5a以上所有している世帯。各年次の数値の上段は実数、中段は対前回センサス比(増減率:%)。下段は「販売農家」の専兼割合、「自給的農家」の「総農家」に対する割合(いずれも%)。(出典)各年次『農業センサス』により筆者作成。

でも第2種兼業農家比率が2000年の66.8%から2010年の58.5%に低下した。

このほかの動きをみれば、販売農家が16.9%の減少率(同10.7%減)、農家人口が22.3%の減少率(同13.3%減)、農業就業人口が22.3%の減少率(同13.3%減)、基幹的農業従事者が8.4%の減少率(同11.2%減)となっている。

こうした減少と対照的なのが自給的農家および土地持ち非農家の増大である。自給的農家は、2005年が前回『農業センサス』比で12.9%増となり、総農家に占める割合は2000年の25.1%から31.1%に増大した。さらに、2010年には増加率は1.4%と低いが、総農家比では35.5%、約90万戸にまで増大した。土地持ち非農家は、前回『農業センサス』比で2000年21.1%、2005年9.5%、2010年14.4%と増大し、2010年には約137万戸に達した。

上記の農家等の動きを農業地域別にみると、表2のとおり、さらに興味深い動向をとらえることができる。地域により動向は大きく異なる。

第1に、北海道は都府県に比べて総農家および第1種兼業農家の減少率が高く、土地持ち非農家の増加率が高い。北海道ではいまだに農業構造の激しい変動期にあることが推測できる。

第2に、都府県においても農業構造の変動期

表2 地域別農家等の増減率 (単位:%)

地域	総農家	販売農家			自給的農家	土地持ち非農家
		専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家		
北海道	-15.4	-6.6	-21.8	-35.7	-1.5	25.9
	-13.4	-1.6	-35.3	-15.4	0.5	16.4
都府県	-8.6	4.7	-11.1	-22.3	13.1	9.3
	-11.2	2.1	-26.6	-21.2	1.4	14.3
東北	-8.6	15.5	-10.3	-18.2	13.8	18.6
	-12.3	11.8	-27.1	-21.9	9.3	26.6
北陸	-11.1	14.0	8.6	-23.2	14.8	15.9
	-17.2	-2.9	-29.5	-24.9	0.8	22.7
北関東	-8.3	4.0	-7.2	-24.4	26.5	15.1
	-9.6	4.6	-31.9	-18.1	6.9	15.9
南関東	-8.0	5.9	-15.6	-22.6	17.1	8.8
	-8.2	2.4	-12.7	-20.4	4.1	9.8
東山	-6.8	2.1	-13.3	-23.2	12.0	8.2
	-7.5	4.3	-26.6	-20.3	3.9	9.5
東海	-8.0	3.3	-10.7	-25.2	15.7	6.9
	-9.5	-1.9	-26.9	-18.4	1.0	9.6
近畿	-8.2	10.8	-8.8	-21.9	7.5	12.1
	-9.4	3.3	-22.8	-16.8	-2.6	11.9
中国	-9.7	-0.5	-9.6	-23.5	9.0	10.1
	-10.8	-0.9	-19.9	-21.4	-1.0	11.0
四国	-8.0	2.9	-21.0	-22.1	11.3	5.8
	-10.8	3.8	-26.8	-22.3	-2.9	6.9
北九州	-7.6	1.2	-12.8	-20.6	15.3	1.8
	-15.0	-2.7	-29.8	-27.4	0.7	16.8
南九州	-9.6	-1.4	-20.2	-28.5	6.6	-2.7
	-11.2	-1.3	-34.8	-20.6	-5.8	5.5
沖縄	-11.3	-1.6	-23.8	-22.7	-2.0	-3.6
	-10.3	-2.8	-21.7	-18.0	-6.4	5.0

(注)本表は法人経営や集落営農は含まない。各地域の数値の上段は2005年の対2000年センサス比、下段は2010年の対2005年センサス比。(出典)各年次『農業センサス』により筆者作成。

に入ったことが推測できる。都府県の2010年の対前回センサス比は、自給的農家ではなく土地持ち非農家へのシフトが顕著である。

第3に、都府県のなかでも、2010年に総農家の減少が激しい東北、北陸、北九州は、土地持ち非農家の増加が著しい。都府県の動きを象徴的に示している。ただし、東北において専業農家が増加し、土地持ち非農家も増加したのは「枝番管理」⁽²³⁾等の集落営農⁽²⁴⁾等への参加の結果であると推察される。また、北陸（特に富山県）、北九州（特に佐賀県）においても「集落営農などの組織経営体が増加し、それに参加する農家が増加したことが要因と考えられる」⁽²⁵⁾。

東北有数の集落営農数を誇る秋田県は、その多くが「枝番管理」であるとされる⁽²⁶⁾。佐賀県の場合は、農業用機械の共同所有、共同利用もしくはオペレーターによる利用であり、農地は転作の団地化等の調整、作業受委託、構成農家の出役による共同作業、集落の一括管理等、様々である⁽²⁷⁾。これらの地域は、集落営農に

かぎらず、大規模経営体に農地等を貸し付けることや耕作放棄によって、自給的農家や土地持ち非農家となったことも考えられる。

第4に、北関東、南関東、東山（山梨・長野県）、東海、近畿、四国は農家の減少率が比較的 low、このうち東海を除き専業農家が増加し、自給的農家および土地持ち非農家の増加率が比較的 low。これらの地域は、限界点に達して新たな経営再編を表現した動きなのか、それとも一時的な動きなのか今後が注目される。また、このうち北関東、近畿は専業農家も土地持ち非農家も増加し、また、中国は農家減少のなか土地持ち非農家が増加しており、今後の動きには注意を要する。

第5に、南九州、沖縄は農家が減少するなか専業農家および自給的農家が減少し、土地持ち非農家の増加率が low、農業から完全撤退して農外就業するという変動下にあることが推察される。

このように、農業地域別には異なる動きであるが、全体として次の点は明らかである。農家

(23) 2007年度から始まった水田・畑作経営所得安定対策（「水田・畑作経営所得安定対策」農林水産省ウェブサイト <http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_suikei/22_suikei.html>）を契機に、この対策の経営規模要件（経営規模2.6～4ha以上の認定農業者および12.8～20ha以上の集落営農）をクリアするために、全国各地で集落営農組織等が設立された。しかし、個別経営が一気にその組織に統合されることには無理があり、多くの「集落営農組織」や「組織経営体」が個別経営の営農を継続したまま販売代金等を管理する方式（枝番管理方式）をとるようになった。これを「枝番管理組織」ともいう。

(24) 「集落営農」は、2005年農林業センサスにおいて、農林業経営体調査の対象として把握されることになった（「2005年農林業センサスについて」農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/about0101.html>>）。「集落営農」は、統計調査の定義上、「集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」とされ、具体的には次の6タイプのいずれかに該当する取組みを行うものをいう（「集落営農・特定農業団体に関するQ&A（第2版）」農林水産省ウェブサイト <http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/syuuraku_qa_q.html>）。①集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する、②集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用する、③集落の農地全体を1つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営する、④地域の意欲ある担い手に農用地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により土地利用、営農を行う、⑤集落営農に参加する各農家の出役により、共同で農作業を行う、⑥作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う、の6タイプである。

(25) 農林統計協会編『2010年世界農林業センサス総合分析報告書』農林水産省大臣官房統計部、2012.3, p.35.

(26) 渡部岳陽「東北水田農業の担い手構造と今後の展望—秋田県の事例」『農村経済研究』30巻1号、2012.3, pp.26-37; 椿真一「水田・畑作経営所得安定対策が東北水田単作地帯に与えた影響—個別的な土地利用から数段的な土地利用へ」『農村経済研究』29巻2号、2011.12, pp.28-35.

(27) 次の文献が詳しい。「特集 集落営農が支える佐賀農業—現地調査報告」『農村と都市をむすぶ』734号、2012.12, pp.4-59.

減少のなかで、農家世帯員および農業就業人口が大幅に減少し、専業農家の微増と兼業農家の顕著な減少、特に第2種兼業農家の激減傾向、これと対照的な自給的農家および土地持ち非農家の増加という激しく新しい動きをとらえることができるであろう。

このような新たな動きに加え、2000年以降、いくつか注目される動きが指摘されている。例えば、進学や就職で首都圏に出てきた若者が30歳を過ぎても出身地に戻らない（戻れない）首都圏一極「滞留」が続くなか、北海道、東北、北陸では農家レベルでの規模拡大が進む一方で、西日本特に中四国地方で過疎化、耕作放棄、集落消滅が進行しているとの指摘がある⁽²⁸⁾。また、2000年以降は、北海道でさえも個別経営の農地継承問題が深刻化し、集团的・組織的な体制構築（協業経営法人化等）も視野に入れた対策が求められている⁽²⁹⁾。北海道の大規模水田地帯では、地域農業の担い手確保対策に乗り出さざるをえない状況にあるという⁽³⁰⁾。

そして、2010年『農業センサス』⁽³¹⁾の結果を踏まえた『平成22年度 食料・農業・農村の動向』のなかでも、次の点を指摘している⁽³²⁾。販売農家は減少し、自給的農家が増大するなかで、農地の減少や耕作放棄地の増大が鈍化して規模拡大が進み、また集落営農組織が増えた（2005年10,063組織→2010年13,577組織へ）としている。集落営農組織の急増は、2010年『農業センサス』の結果の大きな特徴である。

ともかくも、2010年『農業センサス』の結果は、上述の1980年代まで指摘されてきた農家の滞

留的兼業という構造が崩れ、離農に向かう経過的兼業への動きを明らかにした。すなわち、〔専業農家の微増＋〈第1種兼業農家の減少→第2種兼業農家の減少→自給的農家の増加→土地持ち非農家の増加〉〕という経路の形成は、農地流動化の条件が生み出され、専業農家や集落営農等による規模拡大の条件が整備されつつあることを示すものである。

2 自給的農家および土地持ち非農家の動向と課題

〔専業農家の微増＋〈兼業農家→自給的農家→土地持ち非農家〉〕という経路の形成のなかで、農地は耕作放棄されずに農業の担い手に貸し付けられることにより、担い手の規模拡大に結びついているかどうか、これが問題である。その一端を整理したのが表3である。

第1に、自給的農家も土地持ち非農家も、「経営（所有）耕地のある農家（世帯）」に占める農家（世帯）数割合・経営（所有）耕地面積割合ともに増加しているが、特に土地持ち非農家の所有耕地面積割合は軽視できない水準（2005年10.8%、2010年14.9%）に達している。今後も増える可能性が大きい。本来であれば、農業の担い手により有効に利用されることが望ましい。以下に指摘する内容からは、一部地域に明るい面が若干みられるものの、農業の担い手が農地を有効に利用するようにはなっていない。

第2に、「貸付耕地のある農家（世帯）」の自給的農家も土地持ち非農家も増加し、貸付耕地面積割合も増大している（2010年、自給的農家

(28) 小田切徳美「今なぜ、農山村再生か—本書の課題」小田切徳美編著『農山村再生の実践』（JA 総研研究叢書4）農山漁村文化協会，2011，pp.11-23.

(29) 細山隆夫「北海道における農業構造の変化と農地利用・担い手」『北海道農業研究センター農業経営研究』99号，2008.8，pp.1-33.

(30) 坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編—北海道長沼町・南幌町」田代洋一編『日本農業の主体形成』（21世紀の農業・農村 第3巻）筑波書房，2004，pp.93-122.

(31) 「2010年世界農林業センサス結果の概要（確定値）」（平成22年2月1日現在）2011.3.24. 農林水産省ウェブサイト <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/pdf/census10_kakutei.pdf> には、「農業経営体数が減少する一方、経営規模の拡大、多角化が進展」と冒頭に明快な記述がある。

(32) 『平成22年度食料・農業・農村の動向』第177回国会（常会）提出，pp.207-232.

表3 自給的農家および土地持ち非農家と耕地の状況

		自給的農家		土地持ち非農家	
		農家数	面積 (ha)	世帯数	面積 (ha)
①経営(所有)耕地のある農家(世帯)	実数	883,379	161,659	979,300	436,365
		892,733	162,242	1,140,160	588,760
	増減率(割合)	12.8 (23.1)	8.0 (4.0)	8.4 (25.6)	28.1 (10.8)
		1.1 (24.4)	0.4 (4.1)	16.4 (31.2)	34.9 (14.9)
②貸付耕地のある農家(世帯)と貸付耕地面積	実数	235,997	111,056	705,056	410,567
		289,114	155,471	861,891	560,634
	増減率(割合)	21.4 (18.2)	41.8 (16.2)	13.5 (54.3)	30.9 (59.9)
		22.5 (19.2)	40.0 (17.0)	22.2 (57.2)	36.6 (61.4)
	北海道	11.0 (14.8)	18.6 (10.0)	17.9 (58.8)	25.7 (66.8)
	都府県	22.7 (19.2)	42.3 (18.2)	22.3 (57.1)	38.7 (60.5)
	東北	45.4 (16.4)	75.5 (16.8)	36.7 (54.9)	63.2 (56.4)
	北陸	25.3 (13.5)	48.5 (14.5)	27.4 (70.0)	40.1 (73.6)
	北関東	23.1 (20.4)	37.2 (20.2)	19.6 (51.6)	30.8 (55.9)
	南関東	18.6 (21.0)	28.9 (20.1)	15.0 (52.4)	22.2 (58.3)
	東山	27.0 (30.1)	45.4 (29.6)	21.9 (40.5)	32.7 (43.2)
	東海	19.5 (23.4)	33.0 (23.5)	18.5 (54.8)	26.5 (57.3)
	近畿	15.0 (18.4)	23.5 (17.0)	17.5 (61.4)	23.7 (68.0)
	中国	21.2 (21.8)	38.7 (21.4)	18.7 (56.8)	29.9 (60.5)
	四国	13.8 (21.6)	22.1 (21.1)	12.0 (54.5)	16.2 (58.8)
北九州	24.1 (15.2)	43.2 (13.3)	28.6 (63.4)	56.5 (65.1)	
南九州	7.4 (21.8)	15.8 (21.0)	8.6 (54.3)	15.7 (54.0)	
沖縄	-1.8 (14.2)	-5.2 (10.6)	1.3 (68.2)	5.5 (67.2)	
③耕作放棄地のある農家(世帯)と耕作放棄地面積	実数	311,557	79,016	553,965	162,419
		338,034	90,021	606,402	181,841
	増減率(割合)	21.4 (22.5)	42.0 (20.5)	7.0 (40.1)	22.3 (42.1)
		8.5 (24.9)	13.9 (22.7)	9.5 (44.6)	12.0 (46.0)
	北海道	0.1 (15.4)	-0.3 (9.7)	1.3 (61.3)	2.0 (57.4)
	都府県	8.6 (25.0)	14.2 (23.3)	9.6 (44.5)	12.6 (45.4)
	東北	18.0 (20.3)	23.7 (18.7)	20.8 (37.8)	24.2 (38.8)
	北陸	7.4 (19.3)	12.1 (18.5)	17.1 (46.5)	15.3 (47.2)
	北関東	13.5 (26.0)	17.8 (25.9)	14.1 (42.9)	17.7 (44.2)
	南関東	9.8 (24.2)	15.4 (23.6)	8.9 (47.7)	12.2 (50.4)
	東山	7.6 (36.0)	8.9 (36.3)	6.0 (37.9)	4.2 (39.8)
	東海	7.4 (27.8)	11.4 (26.1)	7.3 (47.4)	8.7 (49.9)
	近畿	7.7 (26.7)	12.9 (24.2)	12.6 (43.2)	16.3 (46.8)
	中国	5.4 (26.7)	14.8 (24.9)	9.6 (45.2)	13.3 (48.6)
	四国	5.8 (25.3)	11.9 (23.8)	5.9 (45.1)	8.7 (45.4)
北九州	7.0 (21.2)	11.6 (20.1)	3.6 (48.8)	5.6 (47.6)	
南九州	1.3 (25.9)	5.2 (24.4)	-0.6 (47.6)	2.7 (47.6)	
沖縄	-9.4 (17.9)	-7.9 (15.2)	-6.2 (66.7)	-3.1 (63.7)	

(注) ①②③の「実数」および「増減率(割合)」の増減率は対前回「農業センサス」比で、上段が2005年、下段が2010年。①の「増減率(割合)」の(割合)は、農家・世帯が〔自給的農家(または土地持ち非農家)÷(土地持ち非農家+総農家)〕、面積の(割合)が〔自給的農家(または土地持ち非農家)の経営(所有)耕地面積÷(土地持ち非農家の所有耕地面積+総農家の経営耕地面積)〕。②③の「増減率(割合)」の(割合)は、②③それぞれの項目の農家・世帯および面積により上記と同じ方法で算出。②③の地域別の数値は2010年時の増減率(割合)を示し、(割合)は上に同じ方法により算出。(出典)各年次『農業センサス』により筆者作成。

が総耕地面積の17.0%、土地持ち非農家が61.4%)。この増大傾向は農地の有効利用の増大を示すが、自給的農家および土地持ち非農家が貸し付けていない所有耕地の耕作放棄が懸念される。

これらを地域別にみれば、自給的農家では東北、北陸、北九州での農家数、経営耕地面積ともに増加率が顕著であるが、貸付面積割合は高くない。また、土地持ち非農家の場合にも、自給的農家と同様に世帯数、所有耕地面積ともに増加率が顕著であるが、貸付面積割合は高い。これは集落営農組織等への参加の増大によるものと推測される。

北海道は、農地売買が主流であるが、土地持ち非農家は農地を貸し付けている割合が高い。近畿は、自給的農家が貸付耕地のある農家(世帯)・面積ともにあまり高い割合ではないが、土地持ち非農家は高い割合を示し、農地の有効利用度が相対的に高いと思われる。南九州、沖縄は農地の貸付があまり進んでいない。

第3に、「耕作放棄地のある農家(世帯)」は、自給的農家および土地持ち非農家ともにその増加率は鈍化しているが、土地持ち非農家の世帯数・耕地面積割合は水準が高い。

『農業センサス』をもとに耕作放棄地の状況のみておくと、1995年に24万4000haであった耕作放棄地は、2000年には約4割増加して34万3000haに、そして2005年には38万6000ha(13%増)に達した。2010年には増加率がやや鈍化して39万6000ha(3%増)になった。耕作放棄地対策の一定の効果がみられるが⁽³³⁾、高齢者を中心とする農業からのリタイアに伴う耕作放棄地の増大には追いつかない状況であることが推測できる⁽³⁴⁾。

(33) 『農業センサス』における耕作放棄地の定義は、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」をいう。耕作放棄地解消への対策としては、農地の有効利用の促進を法的に明確にするとともに(改正農地法)、再生利用に対する支援等が行われている(「耕作放棄地対策の推進」農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>>)。

(34) ただし、ここ数年増大していた荒廃農地は、2011年に再生利用面積が12,000haあり、2010年の29万2000haから2011年には27万8000haと減少に転じるという状況もある。『平成23年の荒廃農地に関する調査の結果』について農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/hokiti/121219.html>>

『農業センサス』により2010年における耕作放棄地の内訳をみると、自給的農家および土地持ち非農家の面積増大が顕著である。2000年に自給的農家が全体の16.3%、土地持ち非農家が38.8%であったが(全体で計55.1%)、2010年(表3)には前者が22.7%、後者が46.0%(同68.7%)を占めるに至った。地域的には、自給的農家の面積割合が比較的高いのは東山(36.3%)、東海(26.1%)、北関東(25.9%)、土地持ち非農家の割合が高いのは沖縄(63.7%)、北海道(57.4%)、南関東(50.4%)となっている。

地域的には、東北が自給的農家・土地持ち非農家ともに増加率が高いが、その割合は相対的に低い。上記のように「貸付耕地のある農家」の増加率の高さが耕作放棄に一定の歯止めをかけている状況である。北関東の場合には、東北ほどの動きがみられない。沖縄の自給的農家および土地持ち非農家は、「耕作放棄のある農家」が農家数でも面積でも減少し、耕作放棄地対策の成果と思われる。

第4に、経営耕地面積の減少率が鈍化した。表示しなかったが、特に北海道・北陸・北九州・南九州での経営耕地面積の減少率が低く、また、借入耕地面積率の上昇が顕著な東北・北陸・北九州では上記集落営農組織への参加が顕著な地域と重なり合い(土地持ち非農家も増加)、この5年間に個別経営体や集落営農組織等の大規模経営体に急速に農地集積が図られたことが推察される。県別には、佐賀・富山・福井・福岡・滋賀・秋田・石川・宮城県等が顕著である。

3 農業の担い手の動向と課題

農家減少のなかで、農家世帯員および農業就業人口、兼業農家が大幅に減少し、自給的農家および土地持ち非農家が増加している。これは、従来の農業のように世帯員の多くが農業に携わる2~3世代家族農業もしくは「伝統的典型的な家族農業経営」が、1世代家族農業もしくは

ワンマンファームに変貌していることを推測させる。

しかも、表4にみるとおり、農業の中心的担い手は60~64歳層前後をピークとする高齢者であり、この後継者は帰農のメカニズムをもたない。また、この担い手は、75~79歳を機に自給的農家、農業離脱・土地持ち非農家に向かうことが推察される。

ただし、表1でも明らかであるが、「男子生産年齢人口がいる専業農家」の減少の鈍化をみることができ(2010年)、専業農家の今後にまったく期待できないわけではない。表示しなかったが、東北(対前回センサス比16%増)、北陸(同2%増)のように、「男子生産年齢人口がいる専業農家」の増加がみられる地域もあり、専業農家の動向は今後注視していく必要がある。

定年後農業に従事する「定年就農」のケースが増えている。定年就農には2つのケースがあり、農業労働力として無視できない存在となっている。農家同居者もしくはUターン農家出身者が他産業の定年を契機に就農する「定年帰農」の場合と、非農家出身の都市居住者が定年を契機に就農する(Iターン)「定年農業参入」の場合である。

この定年就農の状況は、『農業センサス』の組替え集計により求めた結果から明らかにされている。データが古いが、1990年から1995年に定年就農した農家数は102,413戸、総農家数の約3%に達し、小規模経営耕地(平均88a)の兼業農家であるが、特に50~59歳の定年者を中心に借地により規模拡大しているとされ(東北・南関東・北九州・南九州)、60~69歳の定年者の場合には経営耕地の維持が行われているという(東山・山陽・山陰・四国、中山間地域)⁽³⁵⁾。

表4から、定年就農する階層の上昇が推測される。男子年齢別農業経営者の割合をみると、2005年の全国は55~59歳層が最も高く、次いで70~74歳層であったが、2010年は60~64

(35) 澤田守「兼業農家の『定年就農』の特徴」『農林経済』9236号, 2000.1.17, pp.2-7.

表4 男子年齢別農業経営者の構成 (2005年および2010年)

(単位: %)

	計(人)		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
全国	1,531,733	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.4	1.6	1.1	4.3	2.5	8.4	5.5	
北海道	421,222	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.4	2.0	1.9	5.3	4.7	9.8	7.4	12.7	11.2	
都府県	1,489,611	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.4	1.5	1.0	4.1	2.3	8.3	5.3	
東北	288,274	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.4	1.7	1.0	5.2	2.6	10.6	6.6	
北陸	118,873	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.5	0.4	1.6	1.0	4.2	2.5	8.5	5.6	
北関東	142,052	0.0	-	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.3	1.6	0.9	4.5	2.5	9.6	5.8	
南関東	112,955	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.3	1.4	0.9	3.8	2.1	7.4	4.8	
東山	76,788	0.0	-	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.3	1.4	0.9	3.1	2.0	6.2	4.1	
東海	142,974	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.3	1.4	0.9	3.4	2.0	6.7	4.4	
近畿	143,565	0.0	-	0.0	0.0	0.2	0.1	0.6	0.4	1.5	1.1	3.8	2.3	7.2	4.9	
中国	138,264	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.3	0.9	0.6	2.5	1.4	6.0	3.4	
四国	89,793	-	-	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.4	1.3	0.9	3.2	2.0	6.7	4.3	
北九州	151,188	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.4	2.0	1.2	5.4	3.1	9.4	6.7	
南九州	70,956	0.0	-	0.0	0.0	0.1	0.2	0.5	0.5	1.6	1.2	4.5	2.6	8.3	5.9	
沖縄	13,929	-	-	0.0	0.1	0.3	0.3	0.7	0.7	1.8	1.3	4.5	2.5	8.2	6.0	
	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上								
全国	13.7	10.0	15.2	15.6	12.9	17.2	14.1	13.3	14.2	13.6	9.8	11.9	3.7	6.6	1.4	2.3
北海道	17.7	13.9	16.1	18.9	12.7	16.5	9.3	9.0	7.5	7.3	4.1	5.5	1.7	2.3	0.6	1.0
都府県	13.6	9.9	15.2	15.5	13.0	17.2	14.3	13.4	14.4	13.8	9.9	12.1	3.8	6.7	1.4	2.4
東北	17.2	12.3	16.8	18.9	12.7	18.2	13.3	12.5	11.9	12.3	7.0	9.6	2.3	4.3	0.7	1.3
北陸	14.0	10.4	16.3	16.1	13.8	18.4	14.3	14.1	13.8	13.5	8.8	11.0	3.0	5.3	1.0	1.7
北関東	15.4	10.9	15.8	17.1	12.6	17.5	13.9	13.0	13.1	13.3	8.8	10.9	3.0	6.0	0.9	1.8
南関東	13.0	8.9	15.2	14.8	12.9	17.2	14.5	13.6	14.3	14.1	10.8	12.4	4.3	7.6	2.0	3.2
東山	10.2	7.5	12.9	12.1	13.6	15.2	14.9	14.9	16.0	15.2	13.0	14.2	5.8	9.5	2.3	4.1
東海	11.4	8.2	14.3	13.4	13.6	16.7	14.6	14.5	15.5	14.6	11.9	13.5	4.6	8.4	1.9	3.1
近畿	12.1	8.9	15.1	14.2	13.6	17.3	14.0	14.2	15.0	13.4	11.1	12.7	4.3	7.6	1.6	2.8
中国	11.1	7.7	14.3	13.4	12.9	17.2	14.5	14.1	16.7	14.6	12.6	14.5	5.8	8.8	2.2	3.8
四国	11.8	8.2	15.4	13.8	12.7	18.0	14.7	13.4	15.8	14.4	11.5	13.6	4.8	8.0	1.6	3.0
北九州	14.3	11.0	15.1	15.9	12.5	17.0	14.2	12.7	13.8	13.5	8.7	11.3	3.0	5.5	1.0	1.7
南九州	12.6	10.2	12.2	14.4	11.6	14.2	16.0	12.1	17.4	15.8	10.6	14.3	3.5	6.7	1.0	1.9
沖縄	12.1	11.1	10.6	13.7	11.8	13.8	16.0	11.5	17.0	15.1	11.1	13.6	4.4	7.5	1.7	2.9

(注)「計」の数値は2010年の実数。各年齢階層の左側が2005年、右側が2010年の構成割合。四捨五入のため100%にならない場合がある。太字は、各年次の最高シェアの年齢階層。

(出典)各年次『農業センサス』により筆者作成。

歳層および55～59歳層にシフトしている(都府県も同じ)。地域別には次の点が指摘できる。

第1に、北海道(・東北)は50～59歳層から55～64歳層へと、明確に定年階層へのシフトがみられる。農業経営者の高齢化と定年就農が推察される。ただし、北海道は50歳以下の経営者が相対的に高く、累積割合で2005年30.3%(東北18.1%)、2010年でも25.7%(同10.9%)を占める。引き続き農業の展開に大きな期待が持てるが、上述したように、農地継承問題が深刻化するなか、集团的・組織的な体制の構築や担い手確保対策の必要性が指摘されている。

第2に、北陸・北関東・南関東・近畿・北九州も55～59歳層から60～64歳層に山がシフ

トし、定年階層が中心的な担い手になっている(東北もこの年齢層へのシフトが2番目である)。ただし、50歳以下層の割合が東北とほぼ同程度であり、55～59歳層の割合も比較的高い。

第3に、東山・東海・中国・四国は、70～74歳層から60～64歳層へ山が動いている。高齢化により農業が困難となり、高齢現役世代に代わる後継者の定年就農によるものと思われる。「後継ぎが世代交代期に帰農するという条件が保たれている」「構造的兼業型の農業経営」⁽³⁶⁾がある程度存続していると考えられる。また、70～74歳層も比較的多く、農業維持には一定の役割を果たしているものと思われる。75～79歳層までは農業が継続されるが、80～84歳層では激減しており、75～79歳層が農業リタ

(36) 中安 前掲注(11), p.248.

イアの年齢階層といえる（この点は全国共通）。

第4に、南九州・沖縄は、65～69歳および70～74歳層から70～74歳層に山がシフトし、高齢化が進んでいる。ただし、2010年には55～64歳層へのシフトも読みとることができ、東山・東海・中国・四国のような状況とも推察できる。また、50歳以下層も累積割合が10%以上で相対的に高く、高齢現役世代の「孫」の就農や地域労働市場の未展開によるものとも考えられる。

第5に、表4からはなれて、2005年と2010年との比較でみれば次のような指摘がある⁽³⁷⁾。販売農家の減少は経営安定対策を契機とした集落営農組織への参加によるものと推察されること（特に北陸・北九州・東北で顕著、他方これらの地域は土地持ち非農家が増加）、また、専業農家の微増はいわゆる「定年帰農」（60～64歳の新規農業参入と高残存率）と評価されるとともに、さらに注目すべきは30～34歳等若い年齢層の新規参入が多くはないものの残存率が高い点である。

以上のように、全体としては「経過的兼業型の農業経営」が多いものと思われる。地域的には、「伝統的典型的な家族農業経営」が存在する北海道や東北でも、多くは1世代家族農業もしくはワンマンファームと思われる。また、「後継ぎが世代交代期に帰農するという条件が保たれている」「構造的兼業型の農業経営」が存在すると思われる東山・東海・中国・四国でも、

多くは「経過的兼業型の農業経営」であろう。「伝統的典型的な家族農業経営」や「構造的兼業型の農業経営」が混在すると思われる北陸・北関東・南関東・近畿・北九州、そして南九州・沖縄でも大勢は「経過的兼業型の農業経営」にシフトするであろう。

上記のような経過的兼業の動きのなかで、「現在においても三世代世帯率が高い市町村は農業と関係性がある」という興味深い指摘もある⁽³⁸⁾。すなわち、「三世代世帯率が高い市町村ほど第2種兼業農家率の高い市町村が多い」ことが明らかで、農業以外の就業先が通勤圏内にあるために人口流出が少なく、「農家の『兼業化』は現在の三世代世帯を成立させる基本的な要因になっている」という。

「経過的兼業型の農業経営」や自給的農家が営む高齢者による農業は、農業・農地を守るという消極的就業という見方もできるが、視点をかえてみれば必ずしも「消極的」とばかりいえない。すなわち、人の生き方としてみれば、農地や環境・自然を守りつつのメイン・サブシステムないしマイナー・サブシステムとしての積極的「就業」としてみることでもできる。都市農業における「心やすらぐ緑地空間」、「農業体験・交流活動の場」、「災害に備えたオープンスペース」等の新しい価値⁽³⁹⁾への注目や都市農業の重要性は、この延長線上からも理解できる⁽⁴⁰⁾。

ここでの「サブシステム」とは、「自立的

(37) 「特集 日本の農業構造はどう動いたか—農業センサスで見る」『農業と経済』77巻6号, 2011.5, pp.5-81; 「特集 2010年農業センサスをどうみるか」『農村と都市をむすぶ』713号, 2011.3, pp.4-41; 安藤光義「2010年センサスが提起する論点」『月刊NOSAI』63巻4号, 2011.4, pp.8-17; 内田多喜生「農地の流動化・集積が進む日本農業」『農林金融』64巻3号, 2011.3, pp.2-13; 荒井聡ほか編著『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房, 2011.等を参照。さらに耕作放棄地の状況については、谷本一志「耕作放棄地『全体調査』の状況分析と解消対策」『農政調査時報』564号, 2010.冬.を参照。

(38) 清水孝浩ほか「農業および農家兼業化の視点からみた三世代世帯の成立要因—三世代世帯率と地理的要素・人口規模の関係について」『日本建築学会計画系論文集』597号, 2005.11, pp.53-60; 同「市町村別にみた高齢者世帯の構成の差異とその要因」『日本建築学会計画系論文集』588号, 2005.2, pp.111-118.

(39) 前掲注(32), pp.324-325, 343-347.

(40) 都市の農業や農地を保全し、それがもつ役割を維持・発揮するために、「都市農業・農地基本法」をつくる動きもある（「都市農業・農地基本法案 制定へたたき台」『日本農業新聞』2013.1.21, p.1.）。

な生業と生活をめぐって必要となる物質的・社会的基盤の構築とその保持に向けた活動」であり、社会から孤立して存在しているわけではなく、外部社会との関係性のなかで新しい意味合いを含みながら展開するものである⁽⁴¹⁾。マイナー・サブシステムとは、生業活動のうえでわずかではあるが経済的寄与があり、本業・生業の邪魔にならず、遊びの要素を持っているもので、趣味的農業などがその例としてあげられる。メイン・サブシステムとしては自給的農業、兼業農業があげられる。これらの農業がいま注目されている。

以上のような高齢化の動き、経過的兼業の進行、サブシステムの視点、さらには次節でみる農業生産や資源管理等の観点を考慮すると、将来的には、単線的な〈個別規模拡大⇔離農〉ではなく、世帯・個人として〈サブシステム、趣味的農業、自給的農業、兼業農業〉を行うことも可能な集落営農組織などの「地域農業システム」の構築が重要と思われる。これにより、経営規模を拡大しつつ農業生産地の確保や農村コミュニティの維持を可能にするからである。

Ⅲ 2000年代以降の農地および農家経済の動向と課題

1 経営規模拡大と農地利用の動向と課題

上記において、農家の経過的兼業の定着は、「農地流動化の条件が生み出され、専業農家や集落営農等による規模拡大の条件が整備されつつあることを示すもの」とした。これがどのような内容で展開しているのか、表5をもとにみ

る。

全国的には、1ha未満層、1～2ha層、2～3ha層の農家層が全体の8～9割を占め、2005年および2010年にも大きな変化はみられない。しかし、それら農家層の経営耕地面積割合は49.7%から44.4%に減少し、反対に10～20ha層以上の農家層（農家数割合は1.9%から2.5%に微増）の面積割合は30.1%から34.7%に増大した。農地の流動化、経営耕地規模の拡大が明確にみられる。こうした動きは、地域によって大きな違いがある。

第1に、北海道は農地流動化、農業構造の変化が最も顕著な地域で、農家数割合も経営耕地面積割合も30～50ha層以上に集中する動きを示している。30～50ha層以上の農家数割合は21.0%から25.3%に、経営耕地面積割合は58.2%から63.4%に増大した。なかでも50ha以上層の面積割合は33.5%から38.3%に急増し、農地流動化と大規模化の加速を予測させる。

第2に、東北・北陸・北関東・南関東、さらに北九州・南九州・沖縄は、農家数割合および経営耕地面積割合ともに1ha未満層、1～2ha層が減少し、5～7ha層以上が増大している。なかでも東北は、20～30ha層以上への経営耕地面積割合の増大が注目される。また、東海は1ha未満層、1～2ha層に農家数割合が集中して大きな変化がみられないが、同階層の経営耕地面積割合は減少して20～30ha層以上の経営耕地面積割合の増大が特に顕著にみられる。これらの地域では、農地の流動化、農業構造の大きな変化が推測される。

第3に、東山・近畿・中国・四国は、農地

(41) 増田和也ほか「親密圏と公共圏をつなぐサブシステムの再構築に関する研究」(GCOE ワーキングペーパー次世代研究40) 京都大学グローバルCOE「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」2010.12. <https://www.gcoe-intimacy.jp/images/library/File/working_paper/New_WP/WP_NxetGenerationResearch_40_MASUDA_s.pdf> このほかに、松井健「マイナー・サブシステムと日常生活—あるいは、方法としてのマイナー・サブシステム論」大塚柳太郎ほか編『生活世界からみる新たな人間—環境系』(島的生活世界と開発4) 東京大学出版会, 2004, pp.61-84; 渡部結美「生業研究における課題と方法—現代の農業と他の仕事との兼業という働き方を考えるにあたって」『比較民俗研究』23号, 2009.3, pp.120-130; 同「農家の兼業はいかにして続いてきたか—農業と臨時雇いを兼業する人々の労働観」『国立歴史民俗博物館研究報告』145集, 2008.11, pp.253-273.

表5 販売農家の経営耕地規模別農家割合および面積割合

(単位: %、戸、ha)

地域	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～7ha	7～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上	総数	
全国	農家	56.7	25.5	8.3	5.0	1.6	0.9	1.0	0.4	0.3	1,963,424	
	面積	18.5	20.0	11.2	10.7	5.1	4.4	7.9	5.2	9.6	3,446,770	
		16.3	17.9	10.2	10.5	5.6	5.0	9.0	5.8	11.7	3,191,376	
北海道	農家	8.5	5.4	5.0	9.4	8.3	9.9	20.9	11.7	12.1	8.9	51,990
	面積	0.2	0.4	0.7	2.0	2.6	4.5	16.1	15.3	24.7	33.5	966,425
		0.2	0.4	0.5	1.4	1.8	3.3	14.2	14.9	25.1	38.3	941,271
都府県	農家	58.0	26.1	8.3	4.9	1.4	0.7	0.5	0.1	0.0	0.0	1,911,434
	面積	25.6	27.6	15.3	14.0	6.1	4.4	4.7	1.2	0.7	0.3	2,480,345
		23.0	25.2	14.3	14.3	7.1	5.7	6.8	2.0	1.3	0.5	2,250,105
東北	農家	41.1	30.1	13.8	9.4	2.9	1.5	1.0	0.1	0.0	0.0	370,786
	面積	13.4	23.2	18.1	19.2	9.0	6.6	7.5	1.7	0.8	0.3	679,616
		12.0	20.9	16.1	18.2	9.9	8.0	10.3	2.8	1.3	0.4	609,926
北陸	農家	47.4	31.6	11.1	6.5	1.8	0.9	0.6	0.1	0.0	0.0	161,777
	面積	18.6	28.8	17.3	15.8	6.8	4.7	5.2	1.5	0.8	0.4	248,562
		15.3	24.6	16.0	16.8	8.8	6.6	7.7	2.6	1.1	0.4	219,832
北関東	農家	48.2	30.1	11.4	6.6	1.9	1.0	0.6	0.1	0.0	0.0	179,369
	面積	18.5	27.4	17.7	15.9	7.0	5.5	5.3	1.4	0.9	0.5	275,813
		15.8	24.5	16.3	16.0	8.0	7.0	8.1	2.0	1.7	0.6	260,681
南関東	農家	56.8	30.0	8.4	3.6	0.8	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	140,162
	面積	27.6	34.6	16.7	11.0	3.7	2.3	2.6	0.8	0.4	0.2	165,704
		24.1	32.0	16.3	12.7	5.0	3.3	4.0	1.3	0.7	0.6	157,532
東山	農家	74.7	19.2	3.4	1.7	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	97,248
	面積	45.8	28.4	9.0	6.9	3.0	2.4	3.0	1.0	0.4	0.2	87,151
		42.2	27.0	9.0	7.8	3.6	3.2	4.4	1.6	0.8	0.4	79,155
東海	農家	71.7	21.1	4.1	1.9	0.5	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	182,258
	面積	40.6	28.9	10.0	7.3	2.7	2.3	3.7	1.9	1.6	0.8	177,404
		36.0	26.3	9.9	8.6	3.4	3.1	5.1	2.9	3.1	1.7	164,428
近畿	農家	73.4	20.2	3.8	1.7	0.4	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	175,197
	面積	44.8	29.3	9.9	6.9	2.6	2.0	2.7	1.1	0.6	0.1	159,890
		40.8	28.5	10.2	7.8	3.3	2.8	3.7	1.6	0.9	0.3	149,572
中国	農家	72.1	21.7	3.6	1.6	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	180,363
	面積	44.3	31.2	9.1	6.4	2.8	2.3	3.0	0.7	0.2	0.1	166,836
		41.2	29.7	9.2	7.3	3.6	3.2	4.0	1.2	0.6	0.1	149,205
四国	農家	73.0	20.4	4.4	1.8	0.3	0.1	0.1	0.0	—	—	113,728
	面積	46.5	30.8	11.7	7.3	1.8	1.0	0.9	0.0	—	—	99,668
		42.4	30.5	12.2	8.7	2.5	1.6	1.7	0.3	0.1	—	90,889
北九州	農家	54.0	28.6	9.6	5.6	1.4	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	203,816
	面積	23.9	30.0	17.4	15.6	5.9	3.5	2.9	0.5	0.2	0.0	268,786
		23.1	27.3	15.6	15.3	7.1	4.9	4.9	1.1	0.3	0.4	222,228
南九州	農家	55.5	25.4	8.9	6.4	2.1	1.1	0.5	0.1	0.0	0.0	89,577
	面積	22.0	24.9	15.1	17.0	8.7	6.2	4.6	0.8	0.3	0.4	125,552
		18.2	22.3	14.4	17.5	10.1	7.8	7.3	1.4	0.7	0.3	122,318
沖縄	農家	55.3	22.9	9.8	7.3	2.5	1.3	0.8	0.1	0.0	0.0	17,153
	面積	19.5	21.0	15.3	18.2	9.7	6.9	7.2	1.1	0.8	0.2	25,362
		17.0	20.2	15.0	18.1	10.9	7.7	8.1	1.1	0.7	1.2	24,345

(注) 本表は法人経営や集落営農を含まない。各地域・各割合の上段が2005年、下段が2010年。割合は四捨五入のため100%にならない場合もある。

(出典) 各年次『農業センサス』により筆者作成。

の流動化がみられるものの、1ha未満層、1～2ha層の農家数割合が9割以上を占め、なかでも1ha未満層だけで7割以上を占め、他の地域に比べて際立って高く、これらの階層の経営耕地面積割合も7割に達する。2005年と2010年との間に大きな変化はなく、小規模農家滞留の構造が特徴的である。

以上のように、「これまでに構造変動が大きかった地域ではさらにその傾向が強まり、これまでに構造変動が小さかった地域では依然として農地集積が進まないという、構造変動の二極化が進行している」⁽⁴²⁾といえる。そこで、借入耕地面積率の変化をみると全体的には進んでいるが、とりわけ注目すべき状況は、「これまでも借地による流動化が進展していた北陸や北九州に加えてこれまで借地率が低かった東北でも借地化が進んでいる」⁽⁴³⁾という点である。

さらに指摘すれば、「構造変動が進展している地域は、組織経営体を中心となって借入耕地の集積を進めている地域としてよい」のであり、「富山、福井、山口のような『集落営農ベルト地帯』と呼ばれる地域だけでなく、岩手、山形、福岡のようにこれまで集落営農組織の設立が活発とは言えなかった地域が躍り出ている。2010年センサスが明らかにしたのは、全国的に進む組織経営体の借入耕地集積と、それによってもたらされる構造変動の姿なのである」⁽⁴⁴⁾(ここでの組織経営体とは「複数世帯で事業を行う者」)。この変動の大きな要因は、水田・畑作経営所得安定対策を受けるための加入要件の規模が集落営農組織では「20ha以上」という点にあるとされる⁽⁴⁵⁾。

このような農業構造変動、地域的な違いとともに留意しなければならない点がある。それは、依然として多数を占める2～3ha層未満の農家層の存在である。北海道は別格として、都府

県で見れば、2～3ha層未満の農家層の割合は2005年から2010年に92.4%から91.0%に、経営耕地面積割合も68.5%から62.5%に減少したにすぎない。反対に、10～20ha層以上の経営耕地面積割合が増大したといっても、2005年の6.9%から2010年の10.6%への増大である。北海道のように30～50ha層以上が63.4%（2005年58.2%）を占める構造とは大きく異なる。

都府県（159万戸、225万ha）の91.0%の2～3ha層未満の農家が62.5%の農地を利用し（2010年）、食料・農業生産、農地管理が行われている。そして、この2～3ha層未満の農家は、表1に示した72.3%の兼業農家を含んでいる。確かに規模拡大の動きがみられるが、専業農家は定年帰農の高齢者が少なくないのである。

こうした農家の存在構造は、今後どのような変化が予想されるのか。そこで、次に農地流動化の経済的条件や離農の条件等があるのかどうか、「米生産費」等をもとに検討する。

2 農地賃貸借の経済的条件と課題

表6は、2010年産米の作付規模別生産費である。粗収益は規模に関係なくほぼ同水準であるが、物財費、労働費ともに上位階層ほど減少し、したがって稲作所得は上位階層ほど高い水準にある。これに対し、0.5ha未満および0.5～1haの階層は稲作所得が赤字となり、また家族労働報酬では2～3haの階層までが赤字となり、自家労働費（家族労働報酬）が償われていない。

ただし、上位階層においても十分な収益ではない。確かに収益は相対的に高い水準にあるが、1日当たりの自家労働評価（家族労働報酬）は15ha以上層でやっと10,202円（2010年の製造業における「常用労働者5人以上」平均の1人1日当たり賃金は18,487円⁽⁴⁶⁾）である。また、同様の15ha以上層における「利潤」の形成がみられ

(42) 農林統計協会編 前掲注(25), p.86.

(43) 同上, p.90.

(44) 同上, p.113.

(45) 同上, p.112.

表6 作付規模別 10a 当たり米生産費および収益 (2010 年産米)

(単位: 円)

	平均	0.5ha 未満	0.5 ~ 1ha	1 ~ 2ha	2 ~ 3ha	3 ~ 5ha	5 ~ 10ha	10 ~ 15ha	15ha 以上
サンプル数 (都府県)	830(745)	94(94)	121(121)	159(156)	115(110)	137(123)	129(90)	44(29)	31(22)
物財費計	83,261	137,390	111,734	87,559	73,225	66,134	63,704	60,351	54,910
種苗費	3,396	6,692	5,569	3,467	2,531	2,412	2,120	2,016	1,884
肥料費	9,388	11,268	11,070	9,170	10,100	8,363	8,960	7,346	7,322
農業薬剤費	7,413	8,469	8,152	7,683	7,250	7,176	7,149	6,548	5,464
光熱動力費	4,059	4,308	4,183	4,171	4,288	3,633	4,015	4,170	3,523
その他諸材料費	1,924	2,125	1,872	1,992	2,026	1,731	1,919	2,100	1,589
土地改良・水利費	4,853	3,660	3,922	5,121	4,806	4,892	5,575	5,986	5,051
賃借料・料金	11,623	25,416	18,936	12,409	7,834	8,708	5,981	6,126	5,779
物件税・公課諸負担	2,360	4,373	3,356	2,616	1,919	1,691	1,681	1,457	1,271
建物費	6,852	16,207	11,031	7,511	4,873	3,524	3,930	4,019	3,388
自動車費	3,823	8,724	6,197	3,983	3,367	2,482	1,925	1,663	1,460
農機具費	2,718	45,717	37,176	29,148	23,866	21,213	20,042	18,334	17,773
生産管理費	352	431	270	288	365	309	407	586	406
労働費計	36,707	62,821	47,287	39,287	35,169	29,072	27,301	24,980	20,774
家族労働費	34,378	59,448	44,668	36,434	33,028	28,021	25,302	22,578	18,150
費用合計	119,968	200,211	159,021	126,846	108,394	95,206	91,005	85,331	75,684
副産物価額	2,185	2,130	2,331	2,040	1,850	2,456	2,018	2,585	2,504
生産費 (副産物価額差引)	117,783	198,081	156,690	124,806	106,544	92,750	88,987	82,746	73,180
支払利子	301	7	153	129	177	418	576	913	416
支払地代	4,529	850	1,231	2,206	3,305	7,305	7,462	9,482	10,182
利子・地代算入生産費	122,613	198,938	158,074	127,141	110,026	100,473	97,025	93,141	83,778
自己資本利子	6,663	12,965	10,109	7,837	5,325	4,476	3,678	3,740	3,477
自作地地代	12,250	14,887	13,648	14,054	13,695	10,341	9,734	9,114	9,335
全算入生産費	141,526	226,790	181,831	149,032	129,046	115,290	110,437	105,995	96,590
粗収益	96,977	103,261	95,482	95,773	97,537	96,472	98,426	93,616	95,877
稲作所得	6,557	-38,359	-20,255	3,026	18,689	21,564	24,685	20,468	27,745
1日当たり稲作所得	2,137	-	-	903	6,204	8,722	11,665	11,293	18,955
家族労働報酬	-12,356	-66,211	-44,012	-18,865	-331	6,747	11,273	7,614	14,933
1日当たり家族労働報酬	-	-	-	-	-	2,729	5,327	4,201	10,202
資本の技術的構成 (1)	8.79	9.33	9.98	9.47	6.95	7.64	7.49	9.00	10.14
資本の技術的構成 (2)	2.27	2.19	2.36	2.23	2.08	2.27	2.33	2.42	2.64
経営体当たり作付面積 (a)	137.7	34.5	72.7	142.6	245.0	380.3	702.9	1,225.4	2,111.7
10a 当たり玄米収量 (kg)	511	504	494	509	530	515	522	508	503
10a 当たり労働時間	26.39	46.34	34.15	28.84	25.78	20.72	18.66	16.02	14.37
うち家族労働時間	24.55	43.55	32.26	26.80	24.10	19.78	16.93	14.50	11.71

(注) 稲作所得 = 粗収益 - (生産費総額 - (家族労働費 + 自己資本利子 + 自作地地代))、ただし「生産費総額」= 費用合計 + 支払利子 + 支払い地代 + 自己資本利子 + 自作地地代。「1日当たり所得」は労働時間を1日8時間としている。家族労働報酬 = 粗収益 - (生産費総額 - 家族労働費)、「1日当たり家族労働報酬」は同様に1日8時間としている。なお、「資本の技術的構成 (1)」は「米生産費」に計上される資本額をもとに (固定資本額 + 流動資本額) ÷ 労賃資本額、また「資本の技術的構成 (2)」は (物財費 ÷ 労働費) で筆者算出。

(出典) 農林水産省「農業経営統計調査」(米生産費)により筆者作成。

ない (粗収益 - 全算入生産費 = - 713 円)。

生産力水準を示す資本の技術的構成は、上位階層が下位階層に対して決定的な格差を有しない。表6の資本の技術的構成(1)および(2)は、下位階層では0.5ha未満層が若干低いものの、2~3ha層を最低にして上下階層に向かって高い数値を示している。2~3ha層と15ha以上層との間には明瞭な格差が存在するが、0.5~1ha

層と15ha以上層の間の格差は顕著ではない。0.5~1ha層は、3~5ha層、5~10ha層よりも高い資本の技術的構成を示している。

1~2ha未満の階層の場合、稲作以外の農業部門との併用のために、もしくは兼業に支障をきたさないために(特に0.5ha未満層の場合)、機械・施設等を装備している点が考えられる。装備が不十分な場合には、表6にみるように「賃

(46) 厚生労働省「毎日勤労統計調査」により、(年平均月間の現金給与総額 ÷ 年平均月間出勤日数)で算出。「毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査):結果の概要」厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>>

借料・料金」が高いことから、機械等の賃借、機械作業等の委託により他部門利用や兼業に対応しているものと思われる。

これに対し、大規模階層の10～15ha層や15ha以上層は機械・設備を充実させ、「支払地代」にみるように借地により農地面積規模を拡大し、下位階層よりも多くの利益を確保している。利益があっても直ちに農地の賃貸借が成立するわけではない。表7、表8にみるとおり、農地賃貸借の経済的条件が成立しているのは、全国平均、北海道、北陸、関東・東山、近畿、九州である（2010年産米）。

農地所有者と耕作者との間における農地の賃

表7 10a 当たり稲作収益の階層性（単位：円）

階層	全国		北海道	
	所得	農地純収益	所得	農地純収益
平均	6,557	-29,955	23,711	-7,437
0.5ha 未満	-38,359	-109,922	-	-
0.5～1ha	-20,255	-73,801	-	-
1～2ha	3,026	-39,039	-12,378	-68,407
2～3ha	18,689	-16,359	9,182	-40,005
3～5ha	21,564	-3,628	25,439	-17,817
5～10ha	24,685	3,167	22,001	-7,840
10～15ha	20,468	3,632	26,805	268
15ha 以上	27,745	16,300	30,350	5,325

（注）2010年産米。「10a 当たり所得」は表6に同じ。「10a 当たり農地純収益」＝粗収益－費用合計－（支払利子＋自己資本利子）。北海道の「0.5ha 未満」「0.5～1ha」はサンプルがない。（出典）農林水産省「農業経営統計調査」（米生産費）により筆者作成。

表8 地域別 10a 当たり稲作収益の階層性

（単位：円）

階層	東北		北陸		関東・東山		東海	
	所得	農地純収益	所得	農地純収益	所得	農地純収益	所得	農地純収益
平均	6,389	-23,445	18,728	-12,511	6,439	-34,807	-9,514	-53,328
0.5ha 未満	-30,328	-74,645	-14,302	-83,202	-58,287	-138,536	-36,148	-119,409
0.5～1ha	-23,179	-70,632	-4,597	-50,601	-14,902	-72,591	-32,598	-74,773
1～2ha	-2,710	-45,000	16,527	-27,888	6,017	-34,456	-12,507	-56,547
2～3ha	18,815	-14,534	18,521	-13,735	14,781	-25,659	23,877	-17,604
3～5ha	16,484	-6,449	24,483	1,682	35,605	3,335	18,118	-6,696
5ha 以上	14,232	-1,307	33,739	25,553	34,328	21,263	11,549	-4,436
	近畿		中国		四国		九州	
平均	-2,756	-52,564	-10,597	-69,605	-5,250	-61,901	-3,924	-40,387
0.5ha 未満	-60,631	-138,176	-42,108	-135,644	-9,179	-68,208	-44,224	-123,485
0.5～1ha	-20,637	-75,839	-25,130	-90,865	-15,315	-80,160	-25,665	-77,325
1～2ha	-15,130	-77,933	13,130	-36,183	-1,592	-53,105	-1,297	-30,412
2～3ha	27,499	950	19,534	-11,563	-	-	26,481	-11,746
3～5ha	-	-	13,329	-17,111	20,507	-19,379	19,316	2,658
5ha 以上	49,388	21,302	-	-	-	-	37,855	23,461

（注）2010年産米。算式は表7に同じ。四国の「2～3ha」は調査されているが数値の公表がなく、中国・四国の「3～5ha」の表示は「3ha 以上」の階層をあらわし、近畿の「3～5ha」はサンプルがない。（出典）農林水産省「農業経営統計調査」（米生産費）により筆者作成。

貸借関係が経済的に成立するためには、耕作者の農地純収益が農地所有者の農業所得を上回るか同じ程度でなければならない⁽⁴⁷⁾。すなわち、

借地農業者の農地純収益

≥ 農地所有者の農業所得

農地純収益＝粗収益－費用合計

（＝物財費＋家族労働費＋雇用労働費）

－資本利子（＝支払利子＋自己資本利子）

農業所得＝粗収益－

（物財費＋雇用労働費＋支払利子＋支払地代）

しかも、この経済関係が、通作可能な近隣地域内で成立していなければならない。この条件が北陸で成立していても、新潟県から農地を借りて福井県まで出向くわけにはいかない。表7および表8からは、通作可能な地域内にその条件が形成されているかどうかは不明である。

また、上記のように生産力格差の形成が決定的な格差ではないことに加えて、低農産物価格および激しい価格変動、表6にみるように低収益等の問題がある。これらの問題は、農業所得への依存率が高い大規模農業者には決定的な打撃となる。この意味では、2010年度からの直接所得補償制度の導入は、こうした問題を緩和し、農地賃貸借成立の経済的条件を一步進めたとも

(47) 矢口 前掲注(21), pp.121-122.

いえる。

これに関連して、『平成 23 年度食料・農業・農村の動向』では、「平成 22 (2010) 年度に実施した米戸別所得補償モデル事業の交付金が支払われた場合の経営状況を作付面積規模別にみると、1ha 未満の小規模経営では、経営費と家族労働費は賄えませんが、2ha 以上の規模では経営費も家族労働費も賄うことができおり、利潤が発生しています」⁽⁴⁸⁾と評価している。

他方、同制度は小規模兼業農家の温存になっているとの指摘がある⁽⁴⁹⁾。貸付者・兼業農家は物財費水準まで価格が下落しても米生産を続ける。趣味で耕作し、安全な農産物にこだわり、価格を度外視して自ら作ることを選ぶことさえある。上記のように「定年帰農」する者もいる。こうした農家への所得補償に関わる問題提起である。

3 農家経済の動向と課題

農外所得を含む農家経済の一端を整理したのが表 9 である。特徴的な点は次のとおりである。

第 1 に、農業を主業的に行う経営体、経営規模の大きい経営体ほど農業所得、総所得、可処分所得が多い。ただし、それがすべての大規模農家の家計費を賄えているかどうか検証が必要である。都府県では、0.5ha 未満層の場合は農外所得、年金等収入が多いために、総所得および可処分所得が 3～5ha 層に匹敵する金額となっている点は注意を要する（後述）。

第 2 に、地域的には北海道、九州、関東・東山、東北の農業粗収益、農業所得が多いが、総所得、可処分所得も多いとはかぎらない。北海道は農業所得が多く総所得も可処分所得も多いが、九州、関東・東山、東北は農外所得が少なく（農外就労機会、給与水準等の低さ）、年金等収入も少

なく、総所得、可処分所得が少ない。これに対し、北陸、東海、近畿は農外所得や年金等収入が多いために、総所得や可処分所得が比較的高い。

第 3 に、平地農業地域は農業所得が多く、また都市的地域は農外所得が多く、総所得も可処分所得も多いが、中間農業地域および山間農業地域は農業所得および農外所得ともに少なく、総所得も可処分所得も少ない。

さらに、従来の農家経済とは異なる注意すべき点を指摘する。

第 1 に、「専業農家の総所得や可処分所得の水準は、第 2 種兼業農家や勤労者世帯以下」とは必ずしもいえない。1972～73 年以降、農家の総所得および可処分所得は、勤労者の実収入および可処分所得を上回るようになったが、専業別で見ると専業農家は勤労者世帯を下回っていた。1991 年時点でもそれは確認できた⁽⁵⁰⁾。しかし、表 9 にみる姿は逆転している。0.5ha 未満層が 3～5ha 層の総所得および可処分所得に匹敵するだけで、大規模経営ほど農業所得が増大し、専業的と思われる大規模階層ほど総所得や可処分所得の増大に貢献している。

第 2 に、農家の総所得および可処分所得は、勤労者世帯の実収入および可処分所得を下回り、1972～73 年以降に逆転した両者の関係は再び逆転した。両者の収入・生活水準比較の 1 指標として、総務省「家計調査報告（家計収支編）」⁽⁵¹⁾により、勤労者世帯「2 人以上の世帯」（单身者を除く）の 2011 年の「実収入」および「可処分所得」をみると、年実収入が 6,121,788 円（有業人員 1 人当たり 3,687,824 円）、年可処分所得が 5,046,456 円（同 3,040,034 円）である。これに対し、表 9 のとおり、農家の総所得は 463 万円（農業経営関与者 1 人当たり 223 万円）、可処分所得は 398 万円（同 191 万円）である。

(48) 『平成 23 年度食料・農業・農村の動向』第 180 回国会（常会）提出，p.187.

(49) 矢口克也「日本農業・農村革進の課題と展望」『レファレンス』729 号，2011.10，pp.11-36.

(50) 矢口 前掲注(11)，pp.134-135.

(51) 「家計調査」総務省ウェブサイト <<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>>

表9 農業経営収支の概況 (2011年)

(単位:千円)

	農業 粗収益	農業所得	農業生産関 連事業所得	農外所得	年金等収入	総所得	可処分所得	農業経営 関与者1人 当たり 総所得	農業 専従者1人 当たり 農業所得
全国	4,694	1,196	8	1,604	1,825	4,633	3,982	2,227	2,300
主業経営体	14,682	4,647	10	441	802	5,900	4,966	2,323	2,750
準主業経営体	4,253	383	21	3,791	1,101	5,296	4,207	2,441	638
副業的経営体	1,856	324	2	1,589	2,241	4,156	3,659	2,153	2,025
うち水田作経営	2,332	505	1	1,871	2,084	4,461	3,918	2,276	5,611
北海道平均	23,395	5,812	0	612	772	7,196	5,853	2,913	4,437
5ha未満	6,020	1,066	-17	500	1,295	2,844	2,491	1,415	2,221
5～10ha	13,063	3,972	-	903	771	5,646	4,649	2,372	3,055
10～15ha	18,050	6,099	45	582	557	7,283	6,111	2,925	3,812
15～20ha	21,898	6,803	-	615	410	7,828	5,846	3,289	4,535
20ha以上	43,216	10,048	3	563	498	11,113	8,917	3,886	5,491
うち50ha以上	69,800	10,572	-	745	524	11,841	9,284	3,934	4,369
都府県平均	4,136	1,059	7	1,633	1,858	4,557	3,927	2,201	2,118
0.5ha未満	2,970	382	2	3,084	1,932	5,400	4,373	2,813	1,592
0.5～1ha	1,906	320	1	1,337	2,359	4,017	3,477	2,019	1,185
1～1.5ha	2,737	579	10	1,907	1,823	4,319	3,750	2,160	1,868
1.5～2ha	3,722	999	0	1,350	2,027	4,376	3,869	2,084	1,665
2～3ha	5,281	1,692	15	1,371	1,422	4,500	3,882	2,064	2,169
3～5ha	8,132	2,589	8	1,640	1,105	5,342	4,590	2,333	2,538
5～7ha	11,387	3,392	8	1,167	901	6,468	4,724	2,377	2,875
7～10ha	17,569	4,748	8	969	842	6,567	5,653	2,868	3,829
10ha以上	30,999	8,594	23	1,041	681	10,339	8,969	3,946	5,208
うち20ha以上	43,939	13,446	10	1,042	680	15,178	13,243	5,270	6,931
東北	4,246	1,090	4	1,620	1,577	4,291	3,817	2,024	2,595
北陸	3,321	928	7	1,956	1,866	4,757	4,221	2,355	7,138
関東・東山	4,163	1,126	14	1,707	1,741	4,588	3,853	2,249	1,877
東海	4,145	983	5	2,316	2,124	5,428	4,502	2,585	2,006
近畿	2,939	812	0	1,601	2,370	4,783	4,077	2,322	1,933
中国	2,833	790	5	1,254	2,370	4,419	3,957	2,114	1,927
四国	3,827	979	2	1,501	1,972	4,454	3,786	2,205	1,506
九州	6,342	1,443	3	1,288	1,532	4,266	3,672	2,061	2,154
都市的地域	3,828	915	3	2,502	2,034	5,454	4,426	2,635	1,664
平地農業地域	5,893	1,707	5	1,595	1,442	4,749	4,106	2,251	2,995
中間農業地域	4,650	1,027	5	1,057	2,023	4,112	3,597	1,967	1,975
山間農業地域	2,336	432	16	1,555	2,228	4,231	3,823	2,126	1,662

(参考) 勤労者世帯との収入・生活水準比較の1指標として、勤労者世帯「2人以上の世帯」(単身者を除く)の2011年の「実収入」および「可処分所得」をみると、実収入が6,121,788円(1人当たり1,789,996円)、可処分所得が5,046,456円(同1,475,572円)である。資料は、総務省「家計調査報告(家計収支編)」による。

(注)「主業経営体」とは、農業所得が年金等を除く総所得の50%以上で、65歳未満の農業就業者がいる経営体。「準主業経営体」とは、農業所得が同上の50%未満で、65歳未満の農業就業者がいる経営体。「副業的経営体」とは、65歳未満の農業就業者がいない経営体。「水田作経営」とは、稲・麦・豆等の耕種作物のうち水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営。「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦のほかに、年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族。「農業専従者」とは、自営農業従事150日以上の方。「可処分所得」=総所得-租税公課諸負担。(出典)農林水産省「農業経営統計調査」により筆者作成。

第3に、大規模階層ほど収益が高い背景には、大規模階層ほどコストダウン効果が働くようになったと推測される。稲作経営の場合、「コストダウン効果は約10haが上限とされ、これ以上は10haのn倍化にすぎない」⁽⁵²⁾と指摘されてきたが、規模のメリットが働く状況となった。表6のとおり階層間の粗収益格差がみられない

状況のもとで、費用合計および全算入生産費は漸減している。ただし、生産力の決定的な格差、資本の技術的構成の格差がみられないことも考慮しておく必要はある。

このコストダウンについては、負の外的要因も考慮する必要がある。2000年を100とした農産物全体の価格指数は、2005年99.7、2010年

(52) 矢口 前掲注(49)

101.6、とりわけ米は同年 91.9、86.3 と低下するなか、農業資材価格は 2005 年 102.7、2010 年 112.9 と上昇している⁽⁵³⁾。資材のなかでも肥料は同年 103.3、136.8、光熱動力は 115.9、131.2 の上昇である。農産物価格が横ばいで推移するなか、農業資材価格は上昇しており、生産者の生産意欲を損ないかねない。

IV 農業の将来見通しと地域農業のシステム化

1 2000 年代以降における農業構造の総括と見直し

これまで述べてきた 2000 年代以降における農業構造の全体的動向を整理すれば次のようになる。

農業の担い手が急減するなかでの注目すべき動きとして、2000 年以降は兼業後退、特に第 2 種兼業農家が後退し、他方高齢専業農家や「世帯主が農業主の第 2 種兼業農家」が増大した。また、5ha 以上層の増加は続くが、なかでも 15ha 以上層は 2000 年以降も増加の勢いを持続させている⁽⁵⁴⁾。大規模経営が少ないところでは、これに代わる形で集落営農組織、農家以外の農業事業体はその比重を高めてきている。しかし、大規模経営の収支は厳しく、農業所得のみで家計費をカバーできるのはごく一部である⁽⁵⁵⁾。

また、問題点および課題をあげれば次のとおりである。

例えば北関東の 10ha 以上の大規模畑作経営地帯では、外国人労働力や外国人研修生の導入により経営の成立と規模拡大を可能にしてきたが、最近ではその経営の直系後継ぎの多数が農外就業をしているため、経営の維持・継承が難しくなっている⁽⁵⁶⁾。この経営の維持・継承の困難は、荒廃地増大の可能性をもつ。

農地所有の意識・意欲は薄れ、農地利用の魅力も消えて耕作放棄がさらに進む状況が続いている（上記のとおり一定の成果もみられるのだが）。「日本全体としてみれば、農業収益の悪化に歯止めがかからない状況のもとで農業労働力の高齢化だけが進み、担い手不足が深刻化していることを背景に実勢小作料の低下が続いている」⁽⁵⁷⁾。このような状況のもとで、農地の資産的保有意識を支えてきた農地の転用期待価格も、一部を除けば、土地価格の低下とともに急速に低下している。

今後、直系家族の後継ぎが農業の担い手となるケースはさらに減少し、彼らの地域農業との関わりや農業への「思い」もますます薄れると推測される。このような状況のもとでは、地域の農業資源・農地の利用に関するルール・規範づくりが必要かつ重要である。そして、地域農業の組織化、組織化された地域農業における担い手、また地域農業を組織できる農業の担い手の育成が緊急の課題である。

ともかく、2010 年『農業センサス』の結果は、〔農家の減少（土地持ち非農家の増大）→農地流動化→集落営農組織等を含む大規模経営体への

(53) 「農作物価統計調査」農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/>>

(54) 田畑保「グローバル化下の日本農業とその地域性—2000 年以降の動向を中心に」農業問題研究会編『グローバル資本主義と農業—世界経済の現局面で農業問題研究の「現代性」と意義を問う』（現代の農業問題 1）筑波書房，2008，pp.129-169.

(55) 小野雅之「米フードシステムの変化と米政策の転換」農業問題研究会編『農業構造問題と国家の役割—農業構造問題研究への新たな視角』（現代の農業問題 4）筑波書房，2008，pp.87-113.

(56) 安藤光義「大規模米麦・畑作経営の到達点—栃木県芳賀町・茨城県旭村」田代編 前掲注(30)，pp.165-196. 外国人労働力導入の意義については、友田滋夫「1980 年代における低賃金基盤の転換と外国人労働力」農業問題研究会編『労働市場と農業—地域労働市場構造の変動の実相』（現代の農業問題 2）筑波書房，2008，pp.25-45 が参考になる。

(57) 安藤光義・友田滋夫『経済構造転換期の共生農業システム—労働市場・農地問題の諸相』（共生農業システム叢書第 2 巻）農林統計協会，2006，p.124.（安藤稿）

農地集積]という動きを示した。2007年度から水田・畑作経営所得安定対策が始まり、集落営農組織が地域農業の担い手として位置づけられたこと、それによる北海道、東北、北陸、北九州における構造変動が全体の動きに反映していると推察される。さらに、2010年度からの直接所得補償制度の導入も大きな影響を与えたと思われる。

以上のような農業動向は今後さらにどう変化していくのか、2つの将来見通しを紹介する。

1つは、1999年に農業基本法に代わる「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)が制定された際の見通しである。同法の食料・農業・農村基本計画(5年ごとに見直し)に関連して「農業構造の展望」が示されたが⁽⁵⁸⁾、その最新版(2010年3月)では次のように見込まれている⁽⁵⁹⁾。

2020年を目途に、所得補償制度がない場合には、販売農家は2009年の170万戸から111万戸程度に減少、同農家の経営耕地面積も325万ha(農地面積の約7割)から250万ha(同約6割)程度までに減少する。これが同制度の導入により111万戸は121万戸程度にとどまり、うち主業農家の1戸当たり経営耕地面積は5.1haから7.7ha程度に拡大すると見込まれている。また、集落営農については、2009年の13,000組織、耕地面積49万ha(農作業受託含む)が、2020年には2万程度、83万ha(農地面積の約2割)に増大すると見通している。主業農家の個別的規模拡大と地域農業の組織化による集落営農等の増大を展望している。

もう1つは、2010年『農業センサス』の分析

を踏まえた将来見通しである。コーホート法⁽⁶⁰⁾を用いた将来予測では、20年後の2030年には農家人口等は次のようになるとされる⁽⁶¹⁾。2010年に650万人であった農家人口は、2020年に377万人、2030年にはほぼ3分の1の215万人に減少するという。同様に、454万人いた農業従事者は、2020年287万人、2030年170万人に減少、205万人の基幹的農業従事者は152万人、99万人に減少、そして163万人の農業経営者(販売農家)は104万人、58万人に減少する。

また、経営耕地面積割合予測(2020年)では次のようになるとされる⁽⁶²⁾。北海道では50ha以上の階層の面積割合は55%を占めるまでになり、都府県では3~5ha以下の階層が減少に向かい5~10ha以上の階層で増加に向かい、面積割合は5ha以上の階層で52%に、20ha以上では29%にまで増加するという。都府県のなかでも、東北・北陸・北九州の大規模層への農地集積が顕著になると予測されている。

これらの全面的縮小の将来予測からも、また、上記に指摘したサブシステムの意義、農業経営収益の不安定と低位性、生産力の階層間格差の少なさ、農家後継ぎの農外就業、地主他出による農地管理者の不在、かつ借受け手のいないことによる荒廃地の増大の可能性等を考慮すれば、地域農業の組織化、システム化が重要な課題になってきたといえよう。

2 地域農業システム化の条件

地域農業の組織化を図る場合でも、農業・農村の特質、具体的には、小規模・兼業農家の農地保有、急速な規模拡大の困難性、農家の行動

(58) 第1回および第2回の「農業構造の展望」については、「食料・農業・農村基本計画関係資料」『農林法規解説全集—農政編1』大成出版社、1999、pp.475-478、581-587。

(59) 「農業構造の展望」に関しては、「新たな食料・農業・農村基本計画」農林水産省ウェブサイト <http://www.aff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html>

(60) コーホートとはある特定期間に出生した人口集団をさし、ここでの分析方法はコーホートの変動要因を2005年から2010年の残存率を用いて推計している。

(61) 農林統計協会編 前掲注⁽²⁵⁾、pp.59-76。

(62) 同上、pp.97-102。

様式等を理解しておくことは重要である。

第1に、日本農業の中心になっている稲作農業の特質である。他の作物と違って稲作は兼業がしやすく、主業農家の割合が低位にある⁽⁶³⁾。米の産出額（農家数）を農家類型別にみると、主業農家が38.1%（18.7%）、準主業農家が26.2%（27.9%）、副業的農家が35.7%（53.4%）である。主業農家の産出額（農家数）割合を品目別にみると、小麦87.6%（48.8%）、大豆68.4%（27.5%）、野菜79.7%（40.9%）、果樹64.2%（31.8%）、花き78.4%（49.9%）、乳用牛92.6%（80.3%）、肉用牛79.2%（44.1%）、豚89.9%（73.8%）である。

第2に、農地賃貸借の経済的条件の今後のゆくえである。経済的条件とは、大規模経営の剰余（利潤+地代）が小規模経営の所得を上回ること（大規模経営者が農外賃金水準と同等かそれ以上の経営者報酬を確保）、小規模農家が農外自立できる賃金水準（家計費充足+余剰）を確保していることが必要である。しかし、農業収益や日本の賃金構造はこの状況にない。

第3に、農地賃貸借市場が不完全であるために発生する取引費用⁽⁶⁴⁾が大きいこと、農業収益安定の不確実性⁽⁶⁵⁾があるために、仮に上記のような経済関係が成立していても農地の流動化が抑制される⁽⁶⁶⁾。したがって、農地の流動化を促進するための具体的政策としては、農地市場の情報化・公開と所得補償が考えられる。十分かどうかは別にして、これらはすでに措置されている。

第4に、上記の要因のほかに、農家が一般的

にもっている意識、「ソロバン勘定」がある。兼業農家・小規模農家がより強く意識し、「ソロバン勘定」が働くのは、次の経済的・社会的要素である⁽⁶⁷⁾。

①農地の資産的保有（地価上昇待ち、いざというときの保険）が農地の流動化を抑制させる。

②他就業兼業化は農家所得・家計費を補填し、さらに農業は現状を維持し（他就業の低賃金を農業所得で補填、物財費水準まで生産継続可能、集落の一員としての地位・発言力の維持、自家飯米の確保）、その結果、農村コミュニティ維持に通ずる。

③農業技術の発展（土地基盤整備、機械化・化学化・装置化、稲作技術の簡素化・平準化等）で栽培が容易となり、したがって兼業も可能となる。

④農家は2世代同居〔一般的な地域住民（新世代）+発言力をもつ集落の構成員（旧世代）=農家（家計は別）〕の場合も多く、農家の後継ぎが確保されることから農村コミュニティも維持される。農村コミュニティの維持は、「集落の土地は集落で守る」意識に通ずる。

第5に、大規模農家も集落の一員として行動し、信頼関係を構築しなければ農地集積は困難である。仮に賃貸借により農地規模を拡大した場合でも、例えば稲作の場合には、大規模化するほど水利・畦畔・農道の管理が困難になり、貸主や集落等の経営体外の協力が必要⁽⁶⁸⁾となる。

以上のような点が、農業構造の急激な改善・改革を困難にしている要因である。しかし、「日本農業の基礎条件を踏まえた現実的な農業構造の改善・改革」⁽⁶⁹⁾は必要である。担い手だけ

(63) 前掲注(32), pp.211-212.

(64) 例えば、契約候補となる農地の量、質、地代水準などの調査・探索費用、また実際に契約および非契約に至るまでの調整費用などである。

(65) 農業自由化や農産物・資材価格の高騰あるいは下落等、将来の農業収益の安定が不確実であり、現在借地が有利でも収益悪化が予測される場合には借地を取りやめ、現状維持ということがある。日本農業の場合、むしろ将来の不安定性から借地が進まないといわれる。

(66) 草苺仁・中川聡司「不完全競争市場における米作農家の借地行動—取引費用と不確実性の影響分析」『農業経済研究』83巻1号, 2011.6, pp.28-42.

(67) 金澤 前掲注(12), pp.201-226; 矢口 前掲注(11), pp.235-237; 高橋謙「担い手農家の育成・確保と地域農業の振興方策について—農林水産大臣諮問答申のための調査結果」『農政調査時報』348号, 1985.9, pp.2-17.

でなく担い手の周辺、すなわち兼業農家・自給的農家や土地持ち非農家、零細土地所有勤労者の役割にも着目した「地域農業システム」の構築が何より重要である。その場合、これら農家・非農家の戦後過程の出発点、経路、役割と意義を十分に汲み取ることが大切であろう。

第2次世界大戦後、農地改革により創出された自作農（農業・農村の民主化に貢献、また当時の米ソ対立のなか私有財産制度に立脚する資本主義社会の安定に貢献⁽⁷⁰⁾）は、零細農耕のままであった（戦前の農地利用の枠組みを維持⁽⁷¹⁾）。しかし、農村社会において重要な役割も果たしてきた。すなわち、農村コミュニティにおいて様々な地域の課題を徹底して話し合い、協働して解決し、支えあって生活し暮らしてきた⁽⁷²⁾。それは、地域社会の民主主義の担い手、地域社会の安定と発展の担い手、地域伝統文化の担い手（暮

らしが文化をつくり守る）、農業（食料）生産＝地域経済・地域資源保全管理の担い手としての姿でもある。

零細農耕の改革、地域資源の管理には、地域で圧倒的多数を占める地権者・小規模兼業農家は不可欠である。地域の農業資源を有効利用することが、農業担い手にも地権者にも有意義である（互酬性の論理）。両者ともに地域の住民であり、地域資源の利用や管理に責任がある。

ここでの「地域」の範囲とは、一連の行為が可能な範囲、すなわち地域住民が日常的にコミュニケーションをもち、合意し、ともに行動・協働できる合理的な範囲である。地域によって異なるが、少なくとも「集落」はそのなかでも最も違和感のない1つの「地域」の範囲、共生の範囲である。

地域農業の組織化・システム化にも、「地域」

(68) 鬼頭功ほか「大規模水田作受託経営における畦畔管理作業の実態と経営対応」『2010年度 日本農業経済学会論文集』2010.12, pp.62-68. 貸主の協力を必要とする作業には、このほかにむらの共同作業等もあり、そのための工夫や「農地・水・環境保全向上対策」（2007年度より）、「農地・水保全管理支払」（2011年度より名称変更）等の対策も講じられている。この対策の評価については次が参考になる。「特集ムラは甦るか！—農地・水・環境保全向上対策」『農業と経済』75巻7号, 2009.7, pp.5-45; 川合規史「農地・水・環境保全向上対策の中間評価」『土地改良』272号, 2011.1, pp.12-17; 梶谷齊「農地・水・環境保全向上対策実施地区における世帯類型別の共同活動参加意向」『農業情報研究』20巻3号, 2011, pp.122-130.

(69) ここでいう「農業の基礎条件」とは、①気候や地形などの自然条件、②農地の所有・利用構造（水田農業はこの構造と一体となった水利・集落構造を含む）や農業労働力の存在構造、歴史・風土、そして農業技術構造などの社会条件、そして、③価格や為替レートなどの市場条件である。農業の基礎条件について、「その国の農業形態（作目構成および農業構造＝担い手構造）と農業生産力ないし総産出額を基本的に規定する条件」とし、「農業の基本条件」（自然的条件、土地基盤条件、農業労働力確保条件）と技術・市場条件などの規定条件の2つがあり、なかでも土地基盤条件が重要であるとする見解もある（藤谷築次・朝倉裕貴「日本農業の基礎条件の質・量の見極め」藤谷築次編著『日本農業と農政の新しい展開方向—財界農政への決別と新戦略』昭和堂, 2008, p.152.）。

(70) A・ホイットニー・グリスウォード（篠原泰三・朝倉孝吉訳）『農村と民主主義』東洋経済新報社, 1952.（原著名：A. Whitney Griswold, *Farming Democracy*. 1948.）本書の著者であるグリスウォードは、エール大学の元総長で、著書『アメリカの極東政策』によって日本でもなじみがあり、政治学、国際問題、アメリカ史などを研究した。本書は、家族企業としての農業が「民主主義の脊柱」との観念で書かれたものである。その意味するところは、家族農業は消えずにたえずアメリカの市民生活に大きな影響を与え続けているという点にある（矢口芳生『食料戦略と地球環境』日本経済評論社, 1990, pp.127-128.）。

(71) 北出俊昭『日本農政の50年—食料政策の検証』日本経済評論社, 2001, pp.14-19; 暉峻衆三「戦後日本資本主義の再編成—敗戦から1950年代初頭まで」暉峻衆三編『日本農業100年のあゆみ—資本主義の展開と農業問題』（有斐閣ブックス）有斐閣, 1996, pp.191-216.

(72) 矢口克也「農業多様性と自由貿易」『レファレンス』737号, 2012.6, pp.4-28; 矢口 前掲注⁽²¹⁾, pp.33-123; 荒井聡『水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化—兼業深化平坦地域・岐阜県海津市の事例を中心に』（「日本の農業」243集）農政調査委員会, 2010. このほか、「むら」論の観点からは、坪井伸広ほか編著『現代のむら—むら論と日本社会の展望』農山漁村文化協会, 2009. が参考になる。

を受け皿とした一連の行為による農業組織・担い手づくりが必要となる。ここで発現する具体的農業組織の形態は、個別経営体や組織経営体（集落営農組織）、小規模経営ネットワーク組織、その他様々なものとなろう。

おわりに

2010年『農業センサス』の結果は、〔専業農家の微増＋〈第1種兼業農家の減少→第2種兼業農家の減少→自給的農家の増加→土地持ち非農家の増加〉〕という経路が形成され、農地流動化の条件が生み出され、専業農家等の規模拡大の条件が整備されつつあることを示す。

しかし、特に稲作経営においては、農業経営収益の不安定と低位性、生産力の階層間格差の少なさ、農家後継ぎの農外就業、地主他出による農地管理者の不在、荒廃地増大の可能性を考慮すれば、将来的には、単線的な〈個別規模拡大⇔離農〉ではなく、世帯・個人として〈サブシステム、趣味的農業、自給的農業、兼業農業〉を行うことも可能な集落営農組織等、地域農業の組織化・システム化が重要な課題になってきたといえる。これにより、経営規模を拡大しつつ農業生産地を確保し、農村コミュニティも維持することが可能となろう。

（やぐち かつや・専門調査員）

